

『作庭記』 原本の推定

Presumption of the original of Sakuteiki

飛田 範夫
HIDA Norio

キーワード: 作庭記、写本、比較、原本、推定

Keywords : Sakuteiki, manuscript, comparison, original, presumption

It is known that Sakuteiki is the oldest landscape gardening book in Japan. The Tanimuras manuscript is also regarded as the most important one of Sakuteiki. By comparing with other manuscripts, however, we can find out the original of Sakuteiki. The conclusions are as follows. The originals of Arusho and Senzuisho are older than the Tanimuras manuscript. The original was probably written in Chinese classics, kanji and katakana. The composition of the original resembled the Tanimuras manuscript. The editor of Sakuteiki was not Tachibana no Toshituna but his retainer. The original of Sakuteiki was compiled before or after the year 1100.

はじめに

『作庭記』は平安時代の庭園技法を伝える書として、現代では広く知られている。谷村家所蔵の『作庭記』（以下、谷村本とする）は、奥書に正応2年(1289)とあることから、最も古い写本とされてきた。江戸時代には『群書類従』に収録された『作庭記』が知られていたが、ほとんど同じであることから、今では作成年代が古い谷村本の方が優れているとされている。

しかし、谷村本は『作庭記』原本そのものなのかが、問題になる。谷村本と『作庭記』の異本『山水抄』、あるいは『作庭記』の抜書きである『或書』との比較を行えば、『作庭記』の原本の復元は可能ではないかと、以前筆者は提言を行なった¹⁾。

だが、この3写本の比較を試みると、この部分は谷村本、他の部分は『山水抄』、あるいは『或書』が原本に近いと推測はできて、『或書』が抜書きであるために、谷村本と『山水抄』だけでは、原本はどうだったかを確定することは無理があるように思えてしまう。

ところが、この3写本の全文を比較することによって、かなりの程度まで『作庭記』原本の推測が、可能になることがわかってきた。『作庭記』の原本は、どのようなものだったのかを探ってみたい。

1、『作庭記』の異本

(1) 谷村本

谷村本はかつては加賀藩前田家の所有だったが、維新の際の混乱に紛れて市中に出てしまい、芝公園での日本美術倶楽部の古物展に出品されていたのを、金沢の古美術商の谷村庄平が購入した後に鑑定を依頼し、『作庭記』の古い写本であることが判

明したという経緯がある²⁾。

奥書に、

正應第二夏林鐘廿七朝徒然之餘披見訖

愚老(花押)

後京極殿 御書重宝也可秘々々々 (花押)

とあることから、正応2年(1289)に愚老と自称する人物が書き写したことがわかる。後京極殿と呼ばれた九条(藤原)良経(よしつね、1169 - 1206)は、九条兼実の息子で摂政・太政大臣にまでなった人物だった。

良経の邸宅については『愚管抄(6)』に、

中御門京極ニイヅクニモマサリタルヤウナル家ツクリタテ、山水池水峨々タル事ニテメダクシテ [略]

と述べられている。良経が作庭が好きだったことは、藤原定家の日記『明月記』からもうかがえる³⁾。このような人物だったので、『作庭記』を入手して作庭の参考に使っていた可能性がある。

奥書の「後京極殿 御書」ということは、後京極殿が書いた本ともとれるし、後京極殿所有の本とも考えられる。後京極殿の直筆かどうかを、各時代の専門家が鑑定を行ってきたが、近年では良経の真筆ではないが、鎌倉時代初期の筆跡と見られている⁴⁾。

谷村本が発見されるまでは、『群書類従』本が『作庭記』そのものとされていた。しかし、昭和11年(1936)に谷村本が国宝に指定されたことから、昭和13年に貴重図書複製会によって影印複製が刊行され、広く知られるようになった。森蘊が昭和20年に『平安時代庭園の研究』(桑名文星堂)で谷村本の全文を掲載し、さらに田村剛が昭和39年に『作庭記』(相模書房)を出版して、谷村本全文と現代語訳を載せたことから、ますます谷村本こそが『作庭記』と思われるようになった。その後、昭和48年に林屋辰三郎が『古代中世芸術論』(日本思想大系23、岩波書店)の中で、谷村本に補注を付けて『作庭記』として掲載したことから、今では谷村本が『作庭記』そのものと、一般には思われている。

(2) 『山水抄』

『山水抄(せんずいしょう)』(以下、山水抄とする)は谷村本とは、かなり異なった内容を持っている。明治25年(1892)に庭園史家小沢圭次郎によって存在が確認されてから、世に知られるようになったものだった。

江戸時代に書画の鑑定で著名だった古筆家が、山水抄と題された写本を烏丸光広(1579 - 1638)の直筆かどうか鑑定を依頼された際に、それを写しとっていた。これを小沢が見て『作庭記』に近い内容を持っていることを確認して、明治26年に「園苑源流考」(『国華44号』)の一部として論考を発表した。小沢が古筆本を原稿用紙に書き写したものは、現在は東京都立中央図書館に所蔵されている。

小沢は山水抄の本文中に、「橘寺ハ、推古天皇ノ御所也。既ニ六百餘歳ヲ経タリト云ヘドモ」とあることから、推古天皇の在位期間に600年あまりを加えて、山水抄の成立を「土御門天皇時代(在位1198 - 1210)」と見ている。

小沢が書き写した山水抄と谷村本の相違を、昭和54年(1979)に小林文次が全文比較しているのも、現在では山水抄を活字本で読むことができる⁵⁾

(3) 『或書』

昭和になってからは、江上綏が谷村本とはいくぶん異なる『作庭記』を抜書きした「或書」(以下、或書とする)というものが、比叡山の無堂寺旧蔵本の『童子口伝書つき山水並野形図』の中に含まれていることを発見し、全文を公表している⁶⁾。

谷村本に近いところもあるが、山水抄に似た部分も多いという性格を、この写本は持っている。或書が含まれる『童子口伝書つき山水並野形図』は寛保2年(1742)の写本で、原本は15世

紀かと江上は推定している。

2. 『作庭記』の表記

谷村本が漢字・平仮名交じり表記になっていることから、『作庭記』原本も同様だったと考えやすいが、実際はどうだったのだろうか。『作庭記』原本の表記を、各写本の表記から推定してみたい。

(1) 引用文の凡例

3写本の比較は文末に掲載したので、参考にしていただきたいのだが、以下の引用文では、谷村本は(谷)、山水抄は(山)、或書は(或)と略すことにしたい。

谷村本は田中正大が原本の行に従って、各行に番号を付けているので、これを基準として使用することにした⁷⁾。谷村本では同じ文字を続けて綴る時には、「く」の字型の符号(踊り字)を使用しているが、横書き印刷では表記不可能なので同じ文字を続けた。漢字は影印複製本によって、旧漢字に改めた。

山水抄の段落番号は、小林文次が行なっている通りとしたが、句点が省かれているので付け加えた。小沢圭次郎の書写本に従って、漢字は旧漢字に改め、漢文には返り点をつけた。

或書の番号は、江上綏が写本に付けた番号に従った。同じ頁部分が切れ切れに引用されている場合は、1・2・3・4を頁番号の後に加えた。

(2) 各写本の表記の相違

1) 谷村本と山水抄との違い

まず、谷村本と山水抄の表記上の相違点を見てみよう。

(谷2) 一地形により、池のすがたにしたがひて、よりくる所々

(山1) 地形ニヨリ、池ノ寛狭ニ随テ、寄来ル所々

というように、谷村本は漢字・平仮名交じり文だが、山水抄は漢字・片仮名交じり文になっている。他の箇所を見ても、

(谷63⁷⁾ 又池ならびにやり水の

(山10) 一池、并遣水ノ

あるいは、

(谷598) 一池はかめ、もしハつるのすがたにほるべし。

(山107) 一池ハ、龜、若シハ鶴ノ姿ニ堀ル可シ。

表1 山水抄による谷村本の不明箇所の解明

谷村本	山水抄	欠損箇所
(3) 風情をめ□□□□、	(1) 風情ヲ廻シ、	ぐらして
(4) □こそありしかと、	(1) サコソ有リシカト、	さ
(53) □□んほどを、	(8) 出ン程ヲ、	いで
(69・70) 丸瀧□左右	(11) 丸瀧ノ左右	の
(141) □□□といふハ、	(18) 沼池ト云ハ、	ぬま池・沼いけ
(537・538) たゞし道をとほ□バ、	(97) 但山ヨリ路ヲ通サバ	さ
(540) □□□てつきふたがん事	(97) 路ナクシテ、ツキフサグ事	路なくし
(557) □の方を尅せらむ色の石	(101) 其方ヲ尅スル色ノ石	そ
(563) 石□荒涼に	(92) 石ハ荒涼ニ	は
(604) 悪虫となりて人を害□。	(108) 悪魚トナリテ、人ヲ害スト云ヘリ。	す
(607) 悪□をいだす	(110) 悪氣ヲススギ出ス	気
(630 ⁷⁾ 禁忌を□かせること	(114) 禁忌ヲ犯セリ、	を(ゝ)

というように、谷村本は平仮名表記が多いが、山水抄は漢字使用が多いことが特徴になっている。

こうした傾向は両写本の全文に及んでいる。谷村本が山水抄の漢字表記を平仮名に改めたようにも見えるし、山水抄が谷村本の平仮名を漢字に変換したりしたようにも思える。一般的には漢字を平仮名にする方が容易なのだが、実際はどちらだったのだろうか。

2) 谷村本の不明箇所の比較

谷村本と山水抄の比較を繰り返しても結論が出ないので、視点を変えてみよう。谷村本は写された年代が古いのか、読めなくなっている箇所が多い。たとえば、

(谷2・3) よりくる所々に風情をめ□□□□、

という部分がある。この箇所は山水抄では、

(山1) 寄来ル所々ニ、風情ヲ廻シ、

となっているので、不明箇所は「ぐらし」あるいは4字だとすると「ぐらして」と記されていたことがわかる。谷村本の不明箇所は山水抄と比較することによって、かなりの程度まで判明する[表1]。

使用している語句が、谷村本と山水抄はこれだけ共通していることは、系統的には近い関係にあることを示している。だが、表記の仕方が大きく違っているということは、どちらかが故意に表記を改変したことを物語っている。

3) 或書・山水抄と谷村本の比較

或書は抜き書きという性質もあって、特殊な面を持っている。

たとえば次のような箇所がある。

(谷171) 干渴、松皮等也

(山23) 干渴 松皮等ナリ

(或42⁷⁾ 干渴嶋 松皮等嶋 三羽嶋也

或書では「松皮等」と一度終わりながら、さらに「嶋 三羽嶋也」と付け加えている。或書は付け加えずさんな転写が、繰り返されていたのだろう。

だが、或書も十分価値を持っている。谷村本・山水抄に或書を加えて、表記を比較してみると、

(谷229) わきいしと水落の石とのあひだハ、

(山34) 脇石ト水落ノ石ノ間ハ、

(或40⁷⁾ 腋石ト水落ノ石トノ間

というように、3写本ともまったく同じことを述べている。しかし表記を見ると、谷村本が漢字・平仮名交じり文なのに対して、山水抄・或書は漢字・片仮名交じり文という明確な違いがある。

(谷77) 水のうへにみえぬほどに、おほきなる石を

(山12) 水ヨリ見エザル程ニ、大ナル石ヲ、

(或44⁷⁾ 水ノ上ヨリ不_レ見程ニ大ナル石ヲ

この場合は、谷村本は和文調だが、山水抄・或書は漢文調になっている。表記の上では、谷村本が「水のうへ」となっているが、山水抄は「水ヨリ」と書き、或書は「水ノ上ヨリ」と谷村本と山水抄を合わせたような表現になっている。

このことは、或書が山水抄にも谷村本にも近いことを示している。つまり或書の原本が最も古く、山水抄や谷村本に分かれていったと考えられる。また、最も理解しやすいのが谷村本ということは、谷村本が改変されていることを示している。

谷村本は漢文調を和文調に変え、表記も平仮名を多くして柔らかく見せることで、『源氏物語』のような平安時代の物語に類似した文体に改変している。谷村本は古く見られて貴重だとされてきたのだが、「擬古文」の一種ということになる。

(3) 『作庭記』原本の表記

1) 原本の表記

谷村本は漢字・平仮名交じり文だが、成立が古いと見られる山水抄・或書が、漢字・片仮名交じり文になっていることは、『作

庭記』原本も漢字・片仮名交じり文だった可能性が高くなる。

谷村本・山水抄の冒頭には、

(谷1) 石をたてん事、まづ大旨をこゝろうべき也

(山1) 一立_レ石事、先須_ニ意_ニ得_レ大旨_一也。

とある。両写本とも同じことを述べているのだが、山水抄は漢文で、谷村本はこれを読み下して和文にしている。

或書も記載されている部分を見ると、

(谷243・244) おもはへてたつべきなり。

(山34) 思ハヘテ可_レ立也。

(或41オ1) 思ハヘテ可立也

という記述がある。この場合も山水抄・或書は「可立也」という漢文表記だが、谷村本は読み下した平仮名表記になっている。

(谷272) たゞみづおちの石の寛狭によるべきなり。

(山47) 只水落ノ石ノ寛狭ニヨル可キ也。

(或41ウ1) 只水落ノ石可_レ依_ニ寛狭_一也

という場合では、或書だけに漢文表記が残っている。だが、谷村本にも漢文表記が存在する箇所がある。

(谷360・361) 或人云、山水をなして石をたつる事ハ、ふかきこゝろあるべし。以_レ土為_ニ帝王_一、以_レ水為_ニ臣下_一ゆへに、水ハ

(山2) 一成_ニ山水_一立_レ石事ハ可_レ有_ニ深心_一、以_レ土為_ニ帝王_一、以_レ水為_ニ臣下_一、故ニ水ハ

山水抄と比較すると、谷村本は前半は漢文を読み下しているが、後半はそのまま漢文を引用している。

以上の例からすると、『作庭記』原本は漢字・片仮名交じり文というだけではなく、漢文も多く含まれていたと考えられる。

2) 表記から見た原本の成立年代

片仮名については、平安初期に漢文訓点を使う様々な字体があったが、院政時代にほぼ現行に近いものに整ったとされている⁸⁾。『大日本史料(第3編)』を調べてみると、院政期の史料としては、藤原忠実の日記『殿暦』(1098 - 1118年)から、漢文に平仮名と片仮名を加え出している。『中右記』(1087 - 1138年)・『愚昧記』(1166 - 1195年)・『吉記』(1166 - 1198年)でも、漢文に少々片仮名を交えているが、漢字・片仮名交じり文にはなっていない。

整った漢字・片仮名交じり文として書かれている史料としては、『発心集』(1216年以前成立)、『続古事談』(1219年成立)、『愚管抄』(1220年頃成立)、『教訓抄』(1233年成立)などがあるが、いずれも鎌倉時代に入ってから成立になっている。

院政期(1086 - 1191)から漢文に片仮名が交じり始めていることからすると、漢文と漢字・片仮名交じり文が合わさった『作庭記』原本の成立は、院政期頃ではないだろうか。こなれた漢字・片仮名交じり文になっている山水抄の成立が13世紀初頭、平仮名化された谷村本の成立が正応2年(1289)ということも、原本の成立を院政期とするとよく合致する。

3. 『作庭記』原本の構成

次に視点を変えて、3写本の構成を比較することで、『作庭記』原本の構成を探ってみよう。

(1) 『作庭記』原本の全体構成

1) 谷村本の構成

谷村本はそれぞれの項目の各条に、「一何々」と書いているために段落をつけにくい、最初のうちは「一」なしで各章の題が書き出されている。抜き出すと次のようになる。

- 1、(1) 石をたてん事、まづ大旨をこゝろうべき也
- 2、(99) 石をたつるにハやうやうあるべし。
- 3、(169) 嶋姿の様々をいふ事
- 4、(217) 瀧を立る次第

- 5、(328) 遣水事
- 6、(446) 立石口傳
- 7、(507) 其禁忌といふハ、
- 8、(660) 樹事
- 9、(720) 泉事
- 10、(787) 雜部

最初に作庭についての総論を述べ、次に各論に移り、池・島・滝・遣水の作り方の詳細を説明している。その後には石を立てることについての当時の作庭家の口伝、次には人々の迷信と作庭の関わりを説明した禁忌事項が続き、最後には植栽・泉・建築のことが付け加えられている。

2) 山水抄の構成

山水抄に編者の慶算が、

(129) 右三卷、伏見修理大夫俊綱、殊ニ此道ヲ好テ、多年見聞被_レ書、是タル日記ヲ、慶算見タリシカバ、篇ヲ立テ、所_ニ抄集_一也。と記しているように、上・中・下の3巻に分かれている。それぞれの見出しを挙げると、

上 立_レ石子細、廿八箇條

中 立_レ瀧流水次第、廿七箇條

下 立_レ石口傳、三十一箇條、并、前栽等事

というようになっていく。これだけでは、谷村本とはまったく異なったように見えるが、それぞれ以下のような条項が含まれている。

上 立_レ石事、池并遣水ノ石ヲ立ル事、嶋姿ノ様

中 瀧立次第、遣水事、泉事、造作ノ事

下 立石ニハ、立_レ石口傳、立石ニハ禁忌有リ、樹ノ事、前栽事

谷村本と較べると、「泉事・造作ノ事(谷村本の雑部)」が中巻に入れられ、「前栽事」が下巻に含まれているという違いがある程度で、基本的には同じ構成になっている。

ただし、慶算は文中に「私云」(50・102・126)と注を付けて、禁忌について自説を述べていることが異なっている。また、「(75)一造作ノ事」の項では、

此段ニハ、私ニ愚案ノ及フ所ヲ記置ケル也。更ニ世ノ用キル可ニアラズ。

と述べて自説を展開している。これらの付け加えられた文章から、慶算は作庭の禁忌と建築に興味を持っていたことがわかる。

3) 或書の構成

或書の特色は、抜書きということにあるが、気まぐれとしか思えないほど、配列順も異なっている。

(或40オ) 瀧立次第

(或41ウ3) 嶋姿ノ様々ヲ云事

(或44ウ) 池并遣水ノ石立事

(或46ウ2) 精舎ヲ立テ殿舎ヲツクル時

(或47オ2) 遣水ノ事

滝のことが最初にあり、総論は祇園精舎のこと以外は欠落していて、谷村本・山水抄とはまったく配列が異なっている。池・島・池・建築・遣水のことだけを抜き出して、禁忌のことはすべて省かれている。

中島については「山嶋・野嶋・森嶋・磯嶋・雲形・霞形・洲濱形・片流様・干潟様・松皮様・三羽嶋様」のことを、園池・遣水の形態については、「大海ノヤウ・大河ノ様・山河様・沼池ノ様・葦手様」のことを詳しく書き出している。また、池や中島の石の立て方や滝・遣水の項目も多く引用している。内容からすると、細部の技術的なことに関心があった人物が抜書きしたものと考えられる。

しかし、単に文章を抜書きするだけでなく、次の例のように、文章を途中で切り捨ててまとめている箇所がある。

(谷 121・122) このころをえて、次第に風情をかへつゝ、たてくださべし。

(山 16) 此心ヲ得テ、次第々々ニ、風情ヲ替ヘツツ可_レ立_レ下_レ也。

(或 45オ1) 可_レ得_レ其心_一

さらに或書には、中島について次のような書き加えがある。

(43ウ) 一三羽嶋様ハカシハノハノ三サシ出タルニ三所ニ木一本ツ、ウユル也

抜書きにこのような文章をわざわざ加えるとは思えない。或書の原本が古いことからすると、かなり時代がたってから抜書きが行なわれたのだろう。

4) 『作庭記』原本の構成

谷村本は和文調の平仮名表記に書き改められているので、谷村本の構成がそのまま『作庭記』原本の状態を示しているとは思えない。だが、山水抄は慶算によって再編成されたために改変を受けていて、原本の構成を復元できない。また、或書も配列を無視した抜書きのために、原本の全体構成がわからない。確実ではないが、山水抄の構成が谷村本に近いことからすると、『作庭記』原本の構成は、谷村本に類似していたと見ていいのではないだろうか。

(2) 『作庭記』原本の内容の検討

1) 総論部分の『祇園図経』の引用

『作庭記』原本の内容が谷村本とまったく同じだったとは、表記の違いからも思えないので、内容を検討してみたい。

谷村本・山水抄とも、大旨を述べた後に建物と庭園の関係を『祇園図経』を引いて、次のように説明している。或書にもこの部分が存在するので加えておこう。

(谷 12・13) 殿舎をつくる時、その莊嚴のために、山をつきし、

(山 3) 一精舎ヲ立テ、殿舎ヲ造ル時、為_レ其莊嚴_一山ヲツキ、

(或 46ウ2) 一精舎ヲ立テ殿舎ヲツクル時其シヤウゴンノタメニ山ヲ築テ

山水抄・或書は「精舎ヲ立テ」という言葉を冒頭に持っているが、谷村本にはない。『祇園図経』という仏典からの引用ということからすれば、最初に「精舎ヲ立テ」と書くのが自然だろう。

この条項は3写本とも、

(谷 13) これも祇園図経にみえたり。

(山 3) 委クハ祇園図経ニ見エタリ、

(或 47オ1) 是モ祇園圖經ニ見タリ

というように、ほぼ同じ表現で終わっている。谷村本はこの2行だけの説明なのだが、山水抄・或書はこの間に文章を挟み、作庭のことを詳しく述べている。間の文章は、山水抄(3)で示せば次のようになる。

池ヲホリ、石ヲ立テ、水ヲ流シ、泉ヲホリナドスル事、天竺ヨリ起リ、唐土ヨリ傳ハレルナリ。須達精舎ヲ造テ、尺尊ニタテマツリシ時ハ、八大龍王來テ、山水ヲナシ、山ノ頂ヨリ水ヲ落シ、精舎ノ東ヨリ南ヲ経テ、西へ廻シ、ケダモノノ口ヨリ各四方へ流出ス事、四大河ノゴトシ。其精舎ノ前ニハ橋ヲワタセリ。

谷村本がわずかに数行だけ、『祇園図経』を引いているのは不自然に見える。大旨を仏教説話で補うことを、『作庭記』原本の編者は考えて、長文の引用をしたのではないだろうか。

谷村本・或書が、「これも祇園図経にみえたり」と書いていることも問題になる。「これも」というのは、これより前に『祇園図経』が引用されていないと話が合わない。山水抄もほぼ同じなので谷村本から引用すると、「樹事」の項に「(675 - 677) 孤

獨長者が祇園精舎をつくりて、佛ニたてまつらむとせし時も」とあり、「泉事」の項に「(724・725) 須達長者祇園精舎をつくりしかバ」とある。

「殿舎をつくる時」以下の文章は、「樹事」あるいは「泉事」の項の後に置かれていたのを、庭園全体のことが述べられているとして、『作庭記』原本の編者は総論部分に移したのではないだろうか。山水抄の編者慶算は奇妙さに気付いて、「委クハ祇園図経ニ見エタリ」に改めたと考えられる。或書の写本が山水抄の原本になっていたということだろう。

2) 技術的な事柄

『作庭記』の重要さは古代の庭園技法を伝えていることにあるのだが、技術的な面では山水抄の方が谷村本よりも詳しい箇所が多い。たとえば谷村本(603・604)には、

一池ハあさかるべし。池ふかければ魚大なり。魚大なれば悪虫となりて人を害□(す)。

という条がある。これではたんなる迷信にすぎないが、山水抄(108)では、

一池ハ、イタク深カルベカラズ。四、五尺ニハ過クベカラズ。池深ケレバ、魚大キクナル。魚大ナレバ、悪魚トナリテ、人ヲ害スト云ヘリ。

というように、池の深さは1.2～1.5 mまでにすべきだと実際の寸法が書かれている。このように山水抄は技術的に重要なことを伝えているが、谷村本は省略する傾向がある。

池の掘削の仕方について谷村本(14・15)は、

先地形をミタテ、たよりにしたがひて、池のすがたをほり、と述べているだけだが、山水抄(3)では次のような長い説明がされている。

其地形ヲ得タラン便リニ從ヒテ、庭ヲノコサンズル丈數ヲ定メ、山ヲツカンズル土代ノ程ヲノコシテ、池ノ姿ヲバ繪圖ニマカセテ、以レ糸裳ノ腰ヲ置クガゴトクニ、其形ニ繩ヲ操置キテ、其マ、ニ堀ル可キナリ。島必繪圖ニ從ヒテサキノゴトク、繩ヲ置キ廻シテ、カタクツケテ、其形ニ殘シ置ク可キナリ。

池を掘る際には地形に従って、儀式に使う前庭部分と築山を設ける部分を残すようにしなくてはならないとする。池の形は絵図の形のように縄を置いて掘るようにと注意を与え、島の場合は必ず絵図に従って縄をしっかりと置いてから、その形に掘り残すべきだとしている。

平安時代には庭園をつくるために、設計図として絵図が描かれていたらしい。現代では杭を打って縄をからませるのだが、当時は縄をそのまま地面に置いていたこともわかる。島は盛土をしてつくと水で崩れるので、元の地面をそのまま掘り残した方がよいと、現在でも言われている。谷村本は省略してしまっているが、山水抄には今日でも有効な実際の技法が多く述べられている。

遣水の技法について、谷村本(373 - 375)には次のように記されている。

一水路の高下をさだめて、水をながしくださべき事ハ、一尺に三分、一丈に三寸、十丈に三尺を下つれば、水のせゝらぎながるゝこと、とゞこほりなし。

ところが、この部分は山水抄(53)では「一丈ニ二、三寸、十丈ニ四、五寸、下シツレバ」となっている。1尺は100分だから、3分低くすることは3パーセント勾配ということになる。谷村本は遣水の勾配を、1丈(約3m)でも10丈でも単純に3パーセントとしているが、山水抄は1丈では2～3パーセント、10丈では4～5パーセントというように、長くなる場合はよく流れるように勾配を急にしている。山水抄の方が現場に合わせようとしているので、実際のだと考えられる。谷村本は技術の要点

を無視して、読みやすいように書き変えていることがわかる。

また、谷村本(43 - 46)は透渡殿と釣殿の柱を立てる石について、次のように述べている。

透渡殿のハしらをば、ミじかくきりなして、いかめしくおほきなる山石のかどあるを、たてしむべきなり。又釣殿の柱に、おほきなる石を、すゑしむべし。

寝殿と対屋を結ぶ廊下である透渡殿の柱は短く切って、堂々として大きな山石の角があるものの上に立てるべきだといひ、釣殿の柱にも同様に大きな石を据えるのがよいとしている。これだけ読むともっともらしいのだが、山水抄(7)には、次のような意味の長い説明がされている。

透渡殿の柱の礎石には、まだ柱を立てる前に、山石の大きくて趣があつてどっしりしたものを据えてから、柱をうまく切って立てるようにし、その添え石としては、もう少しで下桁に届きそうな石を立て、さらに低い石を前や後に立てるのがよい、と説いている。次に釣殿のことは触れずに、透渡殿についての昔の伝えを引用している。透渡殿を反らすのは、この家を立てようとして地面を均したところ、とても引き除けそうもない石があつたので、力が及ばず柱を切って石に懸け板敷を上げた、というように見せるためだと述べている。

山水抄が透渡殿の柱の下に置く庭石について詳しく記しているのに対して、谷村本は簡略化している。庭園の技術的な面には関心がない人物が、谷村本の原本を編集したとしか思えない。山水抄のこうした技術的な記述が、『作庭記』の原本には存在していたと考えられる。慶算が自説を述べた箇所には「私云」と付け加えられているから、山水抄のこれらの技術的な記述は、『作庭記』原本そのものにあつたとしていいだろう。

表記の考察結果と同様に、山水抄・或書の方が谷村本よりも時代的には古く、谷村本は改変され簡略化されていると、内容の比較からも結論付けられる。

3) 禁忌事項

冒頭部分に述べられている自由な作庭精神を強調した大旨に反するのだが、祟りがあるからそのようなことをしてはならないという「禁忌」の項が存在する。谷村本では全体の2割近くを占める分量だから、当時は禁忌が重視されていたことが感じられる。

谷村本(508 - 510)では、元は立っていた石を伏せたり、元は伏せていた石を立てるのは、よくないとする。「その石かならず靈石となりて、たゝりをなすべし。」が、その理由になっている。石にも靈魂が宿っているので、形を変えてはいけないということだろうか。現在の庭園工事では、現場に残る石を再利用することは当然のこととされている。石の入手や運搬が困難だった古代には、再利用はよく行なっていたはずだから、素人の思いや考え方からこうした禁忌事項が生まれたのだろう。

「(578・579) 峯の上に又山をかさぬべからず。山をかさぬれば、崇の字をなす。」というのは、こじ付けに過ぎないが、「(529 - 531) 家の縁のほとりに、大なる石を北まくらならびに西まくらにふせつれば、あるじ一季をすごさず。」と言われては、当時の貴族たちも恐れに違いない。

禁忌事項は当時の風俗を知るのにはよい史料なのだが、述べられている通りにしていたら、庭園工事はおそらくできなかっただろう。禁忌事項は『作庭記』の理念に相反する考え方ということになる。

谷村本の禁忌の条項は山水抄には欠けている部分が、9箇条ある(511 - 513・526 - 528・529 - 533・534 - 536・550 - 554・575 - 577・578 - 581・582 - 588・609 - 610)。禁忌事項の3割ほどが抜け落ちているわけだが、山水抄の編者が意識的に除外したのだろうか。意味のない禁忌を除外したにしては、山水

抄にも「(98)一山ヲツキテ、其谷ノロヲ家ニ向フベカラズ。之ヲ向フレバ、女子不吉也ト云。」というような、あまり意味を持たない迷信的な条項が多く残っている。

谷村本(575 - 577)にある、

一嶋を、く事ハ、山嶋を置て、海のはてを見せざるやうにすべきなり。山のちぎれたる隙より、わづかに海をみすべきなり。

という条などは禁忌ではなく、有効な作庭技法を述べているので、このような重要な条を慶算が削除するとは思えない。

山水抄が基にした写本にすでに欠落があつたか、それとも谷村本の原本に別の古い本から採った禁忌が付け加えられたのだろうか。山水抄の原本に欠損があつたとするには、9箇条の行番号が連続していない。また、谷村本の禁忌事項の、

(626・627)一屋の、きちかく、三尺二あまれる石を立る事、殊にはゞかるべし。

は、石を立てることを説明した、

(71・72)屋ちかく三尺にあまりぬる石をたつべからず。

と重複している。こうしたことからすると、谷村本の原本に禁忌が新たに追加された可能性が考えられる。

4) 植栽事項

石のことが終わった後に「樹事(樹ノ事)」の項目が始まるのだが、谷村本・山水抄のこの項の初めには、禁忌の考え方に近い宗教的な記述が見られる。その後には仏典や歴史書などからの引用が続き、最後に俗説的な禁忌事項が羅列されている。技術的な実際に役立つ記述は、山水抄(119)にも共通する谷村本(697 - 699)の次の一節にすぎない。

若いけあらば、嶋二ハ、松柳、釣殿のほとりニハかへでやうの、夏こだちすゞしげならん木をうふべし。

樹木のことがこれだけでは、あまりにも少なすぎる。実際的な草花の植栽技法については、山水抄では樹ノ事の後に、次の「前栽事」(127・128)の項があるのだが、谷村本にはこの項が欠けている。

一前栽事

萩ハ、階隠ノ脇、妻寄ニ植ウベシ。又ハ中門ノ廊ノ内ノ、妻戸ノアトヲシニ植ウベシ。南庭ノ面ヨリ、築墻ノホトリニハ、薄、カルカヤ、萩、ラン、紫苑ヤウノ高キ草ノ、アララカナルヲ植エテ、其前ニ桔梗、女郎花、牡丹ヤウノ物ヲ植ウベシ。山池有ル所ナラバ、スベテ南面ニ、眺望ヲ障フル程ノ草木ヲ植ウベカラズ。瞿麦ハ、坪、若クハ立部ノ内ノ方ナドニ宜シカルベシ。

菊花ノ盛ニ、堀移シテ植ル事ハ、所ヲキラハズ、南庭モ、中門廊内外、コトニ好シ。花菱ミナン後ハ、晴ノ所ヲバ、皆堀除クベキナリ。

寝殿の周囲には、ハギ・ススキ・カルカヤ・ラン・シオン・キキョウ・オミナエシ・ボタン・ナデシコなどを植えていたことがわかる。キクは花時だけ仮植していたらしい。寝殿の前に植える植物だから「前栽」と呼んだわけだが、「樹事」とは別項になっているのは、樹木と草花に分けたからだろう。

谷村本(436 - 438)の遣水の項には、

遣水のほとりの野筋にハ、おほきにはびこる前栽をうふべからず。桔梗、女郎、われもかう、ぎぼうし様のものをうふべし。

と、遣水に植える草花のことが書かれている。しかし、これだけでは寝殿周囲の植栽のことがわからないから、山水抄の前栽の項が必要になる。

庭園の技法を書いた文章を集めた『作庭記』原本には、「前栽事」の項は存在していたが、谷村本系統では書き写されて行くうちに、抜け落ちたのではないだろうか。

4. 『作庭記』 原本の編者

(1) 『作庭記』 原本の成立経過

『作庭記』 原本の編者は、編纂しようとした理由を谷村本(640 - 642)では次のように述べている。

石を立てるあひだのこと、年来き、をよぶにしたがひて、善悪をろんぜず記置ところなり。

「作庭についてこれまで見聞きしてきたことを、好い悪いは別として書きとどめた」と編者はいう。参考にした資料については、(642 - 644)延圓阿闍梨ハ石をたつこと、相傳をえたる人なり。予又その文書をつたへえたり。

と述べている。延圓阿闍梨については山水抄(114)に、

東北院ノ石ハ、延圓阿闍梨[一條攝政伊尹孫義懐中納言子也]立サシテウセタルヲ、

とあり、藤原伊尹(これまさ、924 - 972)の孫とわかる。藤原道長が寛仁4年(1020)に建立した法成寺境内の東北側に位置していたのが東北院で、この庭に延圓阿闍梨が石を立てたという。この延圓が作庭についての先人からの教えを書き留めて残していたものを、『作庭記』の編者は所有していたらしい。

このことが本当ならば、『作庭記』の主要部分を書いた原著者は、延圓阿闍梨だったことになる。『作庭記』原本の核になっている延圓が書いた部分は、里内裏の庭園技法を重視しているから、平安中期の摂関政治期に活躍した人物だったことがわかる。『小右記』の治安3年(1023)10月29日条に「縁圓(延圓)者畫工風流之人也」とあるように、絵が上手だったらしく、『富家語談』に「賀陽院(高陽院)ノ石ハ繪阿闍梨所立也」と書かれている⁸⁾。

それではなぜ、編者は『作庭記』を編纂する気持ちになったのだろうか。谷村本(647 - 649)に、

たゞ生得の山水などをみたるばかりにて、禁忌をもわきまへず、をしてする事にこそ侍めれ。

と、動機が記されている。ただ自然の風景などを見るだけで庭園をつくり、禁忌をわきまえずに強引にする人が多くなったことが理由だという。

(2) 橋俊綱著作説の疑問点

『作庭記』 原本の編者については、谷村本(653 - 654)に藤原頼通(992 - 1074)が高陽院を修造した時のことが、次のように書かれている。

宇治殿御みづから御沙汰ありき。其時には常参て、石を立てる事能々見き、侍りき。

ところが、山水抄(129)には、

宇治殿御ミヅカラ御沙汰有リキ。其時、石ヲ立ル事、予ヒトリ一向奉行シ侍ヘリキ。

という具合に、『作庭記』 原本の編者が「自分一人がひたすら工事を担当した」と述べられている。谷村本にあるように「石を立てることを十分に見聞きした」では、意味が違ってくる。

内容変更の仕方に似ていることからすると、谷村本原本の編者の改変ではないだろうか。「一向奉行」では、現実的で生々しすぎる表現と見たのだから。山水抄の方が、『作庭記』 編者の経歴と考えられる。

編者が誰だったかについては、山水抄の編者慶算は次のように記している(山129)。

右三卷、伏見修理大夫俊綱、殊ニ此道ヲ好テ、多年見聞被_レ書。是タル日記ヲ、慶算見タリシカバ、篇ヲ立テ、所_レ抄集一也。

慶算は「日記」の著者を「伏見修理大夫俊綱」とする。「日記」としたのは、日々の出来事を日記に書くように、さまざまな作庭体験を書き連ねているからだろうか。「日記」を見たということからすると、『作庭記』 原本に近い写本にも書名は付いて

いなかったことになる。そのために後世、『前栽秘抄』『山水抄』『園池秘抄』『作庭記』など、さまざまな題が付けられていく。

「伏見修理大夫俊綱」というのは、藤原頼通の息子の橋俊綱(1028 - 1094)を指している。俊綱は藤原道長の孫にあたり、京都郊外の伏見に伏見殿と呼ばれる別荘を構えていたことから、皇居などの造営・修理を担当した修理職の長官という役職名を付けて、「伏見修理大夫」と呼ばれていた。

『今鏡(4)』によれば、京都郊外に鳥羽殿を造営した白河上皇から「一番趣がある所はどこか」と俊綱は聞かれ、「一番が石田殿で、二番が高陽院、三番が鳥羽殿でなくて伏見殿」と答えて、最初に鳥羽殿と言ってもらいたかった上皇の期待を裏切ったという。これほど傲慢なことを言う人間が、『作庭記』の冒頭にまず「家主の意趣を心にかけて」、次に「我風情をめぐらして」作庭するべきだと書くだろうか。

(3) 『作庭記』 原本の編者

ところで、谷村本(629 - 631)は蓮仲法師のことについて、次のように書いている。

東北院ニ蓮仲法師がたつところの石、禁忌を□(を)かせることひとつ侍か。

これだけだと、「蓮仲法師が禁忌を犯して庭石を置いた」とする伝聞にすぎなくなってしまう。ところが、山水抄(114)には、一東北院ノ石ハ、延圓阿闍梨[略]立サシテウセタルヲ、蓮仲法師、本ヨリ石ヲ立ル事ナシト雖モ、細工風流ヲ能トシタル者ナリ、工巧ヲマチテ可_レ立由、召シオホセラレテ、立テタリケリ。後ニ伏見修理大夫見テ、大ナル禁忌ヲ犯セリ、遂ニ荒廢ノ地トナラント云ハレケリ。果シテ終ニ荒廢シ畢ヌ。古人言、可_レ貴可_レ服。

とあって、はるかに記述が詳しい。「蓮仲法師、本ヨリ石ヲ立ル事ナシト雖モ、細工風流ヲ能トシタル者ナリ、」がないと、なぜ蓮仲が東北院の石を立てたかがわからなくなる。この方が『作庭記』 原本に近いと見ていいだろう。

「後ニ伏見修理大夫見テ、遂ニ荒廢ノ地トナラント云ハレケリ、」という文から、編者は橋俊綱ではないことになる。「宇治殿御ミヅカラ、御沙汰有リキ」とあることから、慶算は藤原頼通の息子の俊綱が作庭を担当したと考えたようだが、「予ヒトリ一向奉行シ侍ヘリキ」が原本の文章だったことになる。おそらく編者は頼通に仕えていた中流貴族の内の一人だろう。この人物が藤原頼通の没後の院政期に入った時期に、延圓が書き残したものをまとめて『作庭記』の原本を作り上げたと推測される。

山水抄の記述からすると『作庭記』 原本の編者は、藤原頼通に仕えていたことから、高陽院の修造工事を担当し、頼通の死後には息子の橋俊綱の身近に仕えて、庭園を一緒に見たりしていたらしい。

高陽院の造営工事は頼道の時代には、第1期工事が寛仁2年(1018)から治安元年(1021)に行なわれたが、長暦3年(1039)に罹災したために、第2期工事が長暦3年から翌4年まで行なわれている⁹⁾。第1期工事の時には延圓が石を立てたが、第2期の時には延圓が死去していたために、編者が担当したということだろう。

第2期工事から俊綱の死去した嘉保元年(1094)まで、55年たっている。『作庭記』 原本の編者が工事を担当したのは、20代中頃だったとすると、俊綱が死去した時には80歳に近かったことになる。それから『作庭記』 原本を編纂したとすれば、成立は11世紀末あるいは12世紀初頭と考えられる。

5. 結論

(1) 『作庭記』の系譜と表記

『作庭記』を書き写した谷村本は年代が古いこともあって、これまで完全なものと考えられてきた。しかし、谷村本と『作庭記』の異本である山水抄・或書を比較してみると、谷村本が和文調の漢字交じりの平仮名表記で、山水抄・或書は漢文調の漢字交じりの片仮名表記という相違が歴然としている。漢字が平仮名表記に転換されたと見られるので、谷村本原本の成立は山水抄・或書の原本よりも遅いということになる。

或書は抜書きになっているが、表記からすると山水抄に近く、しかも谷村本と合致する箇所もある。漢文表記が見られることからすると、年代的には或書の原本の成立が最も早く、次が山水抄、最後に谷村本の原本が作成されたと推測される。

まとめて図化すると、『作庭記』原本と諸本の関係は図1のようになる。

『作庭記』原本の表記は、谷村本・山水抄・或書の比較からすると、漢文を含む漢字・片仮名交じり文だった可能性が高い。片仮名表記が院政期に完成したことや、鎌倉時代になって漢字交じりの片仮名表記の著作が多数出現していることからすると、『作庭記』原本の成立は院政期(1086 - 1191)だったと思われる。

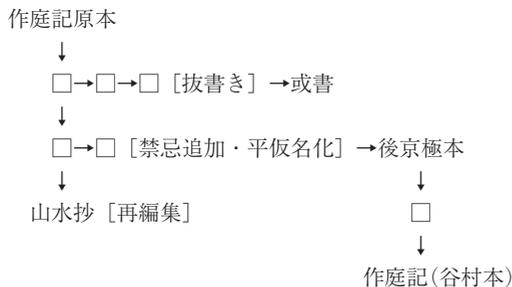


図1 『作庭記』の系譜

(2) 『作庭記』原本の構成と内容

原本の全体構成は、山水抄が編纂し直されているために確実なことは言えないが、谷村本に近かったと考えられる。谷村本と山水抄の内容を比較すると、技術的に重要な箇所を谷村本はかなり変更・省略を行なっていることがわかる。山水抄の記載の方が谷村本よりも時代的には古く、記述は詳細なので原本に近いと推測される。

石立てについての禁忌は、谷村本にはあるが山水抄には存在しない部分が多い。これは谷村本原本の編者が付け加えた可能性が考えられる。植栽については前栽の項が、山水抄にだけしか掲載されていないが、内容的に見て『作庭記』原本に存在していた可能性が強い。

(3) 『作庭記』原本の編者

『作庭記』の編者はこれまで橘俊綱とされてきた。しかし、山水抄の方が谷村本よりも原本の記述に近い。山水抄によれば『作庭記』原本の編者は、藤原頼通に仕えていたことから高陽院庭園の修造工事を担当し、頼通の死後には息子の橘俊綱の身近に仕えていた人物だった、ということになる。

この人物が橘俊綱の死後に、延円阿闍梨が所有していた作庭文書を基にして、収集していた石立てについての口伝や禁忌を付け加えて作成したのが、『作庭記』の原本だったと考えられる。原本の成立は、橘俊綱が死去した嘉保元年(1094)以後となるので、編者の年齢を考え合わせると、11世紀末か12世紀初頭ということになる。

[注]

- 1) 飛田：作庭記からみた造園、鹿島出版会、1985年、p.130 - 132
- 2) 上原敬二編：解説山水並に野形図・作庭記、加島書店、昭和49年、p.3
- 3) 飛田：日本庭園の植栽史、京都大学学術出版会、平成14年、p.116
- 4) 福田舒光：「作庭記」の研究、建築学会論文集9、昭和13年 p.206 - 211
田村剛：作庭記、相模書房、昭和39年、p.163
- 5) 小林文次：『山水抄』について、日本古代学論集、古代学協代会、昭和54年 p.309 - 339
- 6) 江上綏：『童子口傳書つき山水并野形圖』の成立とその性格、美術研究 238・239、吉川弘文館、昭和40年、p.188 - 203、227 - 236
同：『童子口傳書つき山水并野形圖』校刊、美術研究 247・250、吉川弘文館、昭和41・42年、p.76 - 85、194 - 210
- 7) 田中正大：作庭記、造園雑誌 53 - 4、日本造園学会、平成2年、p.271 - 282
- 8) 新村出編：広辞苑(6版)、2008年、p.538・539
- 9) 久恒秀治：作庭記秘抄、誠文堂新光社、昭和54年、p.209 - 216・242
- 10) 太田静六：寝殿造の研究、吉川弘文館、昭和62年、p.235 - 263

[参考資料] 『作庭記』 異本の比較

<凡例>

区別しやすいように、谷村本(谷)はゴシック体、山水抄(山)は明朝体、或書(或)は明朝体の斜体で示した。

- (山) 山水抄 上中下
 原本ハ
 鳥丸光廣卿也 則 鳥丸家ノ本也
 孫童 古筆了太摸
 原本ニモ誤字脱字アリテ其儘寫置推量シテ讀ベシ。
 文中伏見修理大夫庭園ヲ好タマヒテノ日記也トアリ。
 俊綱ハ伏見冠者トテ那須與一宗高ノ領主也。今モ伏見ニ墓所アリ。
- (谷) ---
 (山) 山水抄上
 (或 40 札) 或書云
 (谷) ---
 (山) 法印 慶算撰
 (谷) ---
 (山) 立_レ石子細、廿八箇條、
 (谷 1) 石をたてん事、まづ大旨をこゝろうべき也
 (山 1) 一立_レ石事、先須_ニ意_一得大旨_也。
 (谷 2) 一地形により、池のすがたにしたがひて、よりくる所々
 (山 1) 地形ニヨリ、池ノ寛狭ニ随テ、寄来ル所々
 (谷 3) に風情をめぐらさしめ、生得の山水をおもはへて
 (山 1) ニ、風情ヲ廻シ、心ニ生得ノ山水ヲ思ハエテ、
 (谷 4) その所々は、□こそありしかと、おもひよせおもひよせた
 (山 1) 所々ハサコソ有リシカト、思ヨセヨセ、
 (谷 5) つべきなり。
 (山 1) 可_レ立也。
 (谷 6) 一むかしの上手のたてをきたるありさまをあとゝ
 (山 1) 又昔ノ上手ノ立タルアリサマヲ、アトト
 (谷 7) して、家主の意趣を心に掛けて、我風情をめぐら
 (山 1) シテ、家主ノ意趣ヲ心ニ懸テ、我風情ヲ廻
 (谷 8) して、してたつべき也。
 (山 1) シ、可_レ立也。
 (谷) ---
 (山 1) 但昔ノ上手ノ石ヲ立タル所所、併失畢。
 (谷 9) 一國々の名所をおもひめぐらして、おもしろき
 (山 1) 又國々ノ名所ヲ思廻シテ、
 (谷 10) 所々をわがものになして、おほすがたをそのところどころ
 (山 1) 大姿ヲ其所々
 (谷 11) になすらへて、やハラゲたつべき也。
 (山 1) ニナズラヘテ、ヤハラゲ立ベキ也。
 (谷 12) 殿舎をつくるとき、その莊嚴のために、山をつき
 (山 3) 一精舎ヲ立テ、殿舎ヲ造ル時、為_ニ其莊嚴_一山ヲツキ、
 (或 46 ㉔2) 一精舎ヲ立テ殿舎ヲツクル時其シヤウゴンノタメニ山ヲ築テ
 (谷) ---
 (山 3) 池ヲホリ、石ヲ立テ、水ヲ流シ、泉ヲホリナドス
 (或 46 ㉔2) 池ヲ堀リ石ヲ立遣水ヲ流シ泉ヲホル事
 (山 3) ル事、天竺ヨリ起リ、唐土ヨリ傳ハレルナリ。須
 (或 46 ㉔2) ハ中天竺ヨリオロリ唐土ヨリツタハリタル也 須

- (山 3) 達精舎ヲ造テ、尺尊ニタテマツリシ時ハ、八大龍
 (或 47 ㉔1) 達精舎(或 47 ㉔1)ヲ造テ釋尊ニタテマツリシ時ハ八大龍
 (山 3) 王来テ、山水ヲナシ、山ノ頂ヨリ水ヲ落シ、精舎
 (或 47 ㉔1) 玉來テ山水ヲナシテ山頂ヨリオトシ精舎
 (山 3) ノ東ヨリ南ヲ経テ、西へ廻シ、ケダモノノ口ヨリ
 (或 47 ㉔1) ノ東ヨリ南面へ經ナカシ獸ノ口ヨリ
 (山 3) 各四方へ流出ス事、四大河ノゴトシ。其精舎ノ前
 (或 47 ㉔1) 土ヲ各四方へナカシクダス事四大河ノコトシ 其精舎ノ前
 (山 3) ニハ橋ヲワタセリ。
 (或 47 ㉔1) ニハ橋ヲワタセリ
 (谷 13) し、これも祇園図經にみえたり。
 (山 3) 委クハ祇園圖經ニ見エタリ。
 (或 47 ㉔1) 是モ祇園圖經ニ見タリ
 (谷 14) 池をほり石をたてん所にハ、
 (山 3) 池ヲホリ、石ヲ立ツベカン所ニハ、地ヲ引テ水ヲ落シテミルニ、水ノミナカミ下リテ、水淀ミヌベクハ、其用意ヲイタシテ後、家ノ柱ヲ石スエ、シヅムベキナリ。
 (谷 14) 先地形をミタテ、
 (山 3) 其地形ヲ得タラン
 (谷 15) たよりにしたがひて、池のすがたをほり、
 (山 3) 便リニ從ヒテ、庭ヲノコサンズル丈數ヲ定メ、山ヲツカンズル土代ノ程ヲノコシテ、池ノ姿ヲバ繪圖ニマカセテ、以_レ糸裳ノ腰ヲ置クガゴトクニ、其形ニ繩ヲ操置キテ、其マ、ニ堀ル可キナリ。鳥必繪圖ニ從ヒテサキノゴトク、繩ヲ置キ廻シテ、カタクツケテ、其形ニ殘シ置ク可キナリ。
 (谷 16) 嶋々をつくり、池へいる水落ならびに、池のしり
 (山 4) 次ニ池ヘ入水落、池ノ尻
 (谷 17) をいだすべき方角を、さだむべき也。南庭をく
 (山 4) ヲ出ス方角ヲ定ム可シ。庭ハ
 (谷 18) 事は、階隱の外のハしらより、池の汀にいたるまで階隱ノ柱ヨリ、池ノ汀ニ至ルマデ
 (山 4) 六七丈、若内裏儀式ならば、八九丈にもをよぶべし。
 (谷 19) 六、七丈、若クハ内裏ノ儀式ナラバ、
 (山 4) 六、七丈、若クハ内裏ノ儀式ナラバ、
 (谷 20) 拜礼事用意あるべきゆへ也。
 (山 4) 拜禮節會ニ立ツ人、下襲ノ裾、濡ザラン程ヲハカラフ可キナリ。
 (谷 20) 但一町の家の南面
 (山 4) 但シー町ノ家ヲ造ンズルニ、南面
 (谷 21) に、いけをほらん、庭を八九丈をかバ、池の心いく
 (山 4) ニ池ヲホリテ、庭ヲ八、九丈置カバ、池ノ心幾
 (谷 22) バくならざらん歟。よくよく用意あるべし。堂社
 (山 4) 許ナラザラン歟、能々用意有ル可シ。堂社
 (谷 23) などにハ、四五丈も難あるべからず。
 (山 4) ナド四、五丈モ難アルベカラズ。
 (谷 24) 又嶋をくことは、所のありさまにしたがひ
 (山 4) 又嶋ヲ置ク事ハ、所ノアリサマニ随テ、
 (谷 25) 池寛狭によるべし。但しかるべき所ならば
 (山 4) 池ノ寛狭ニヨル可シ。可_レ然所ナラバ、
 (谷 26) 法として嶋のさきを寝殿のなかバにあてゝ
 (山 4) 法トシテ嶋ノサキヲ寝殿ノ中央ニアテゝ、
 (谷 27) うしろに樂屋あらしめんこと、よういある
 (山 4) 嶋ノ樂屋ノ幄ウタシムル事、用意アル
 (谷 28) べし。樂屋は七八丈にをよぶ事なれば、嶋ハ

(山4) ベシ。幄屋ハ七、八丈ニモ及事ナレバ、嶋ハ
(谷29) かまへて、ひろくおかまほしけれど、池による
(山4) カマエテ廣ク置カマホシケレドモ、池ニヨル
(谷30) べきことなれば、ひきさがりたる嶋などをき
(山4) べき事ナレバ、引下リタル小島ナドヲ置
(谷31) て、かりいたじきを、しきつゞくべきなり。かり
(山4) テ、假板敷ヲ布キ置ク可キナリ。假
(谷32) いたじきをしくことは、嶋のせばきゆへなり。
(山4) 板敷ヲ布ク事ハ、嶋ノ狭バキ故ナリ。
(谷33) いかにも樂屋のまへに、嶋のおほくみゆべき也。
(山4) イカニモ幄ノ前ニハ、嶋ノ多ク見ユ可キナリ。
(谷34) しかれば、そのところをききて、ふそくのところニ、
(山4) 然レバ後ノ水ニカカランヲバカヘリミズ、幄ノ前
ニ嶋ヲ多ク有ラシメンガ為メ、後ノ不足ニ
(谷35) かりいたじきをバ、しくべきとぞ、うけたまはり
(山4) 假板敷ヲ布ク可キトゾ、承リ
(谷36) おきて侍る。又そりハしのしたの晴の方より
(山4) 置キテ侍ル。(山5)又反橋下ノ土ノ、晴ノ方ヨリ
(谷37) みえたるハ、よにわろき事なり。しかれば橋の
(山5) 見ヘタルハ見苦キ事ナリ。シカレバ橋ノ
(谷38) したにハ、大なる石をあまたつるなり。又嶋
(山5) 下ニハ、大ナル石ヲ、アマタ立ツ可キナリ。
凡橋ノ筋違テ、鷹ノ羽ヲウチワタシタル程ナラン
ト見エタルガ、面白キナリ。(山6)又一説ニ、嶋
(谷39) より橋をわたすこと、正く橋がくしの間の中心
(山6) ヨリ橋ヲワタスコト、正シク階隱ノ正方ニ
(谷40) にあつべからず。すぢかへて橋の東の柱を橋かくし
(山6) 不_レ可_レ向、少シヒキ違ヘテ、橋ノ東ノ柱ヲバ、階隱
(谷41) の西のハしらにあつべきなり。又山をつき
(山6) ノ西ノ柱ニアツベキナリ。
(谷42) 野すぢをきくことは、地形により、池のすがたに
(山6) ー
(谷43) したがふべきなり。又透渡殿のハしらをば、
(山7) 一透渡殿ノ柱ノ石ズエニハ、
(谷44) ミじかくきりなして、いかめしくおほきなる
(山7) 未ダ柱立テザル前ニ、山石ノ大ニシテ面白ク、
(谷45) 山石のかどあるを、たてしむべきなり。又
(山7) カサアランヲスエテ、柱ヲワリナク切カケテ、
(谷46) 釣殿の柱に、おほきなる石を、すゑしむべし。
(山7) 其副石ニハホト、下桁ニヲチツク程ナラン石ヲ
立テ、尚ヲヒキナラン前石、後石ヲモ立テシム可
キ也。古人申侍シハ、透渡殿ヲ反ラス事ハ、此家
ヲ立ントテ地ヲ引ニ、此所ニアタリテ、本ヨリ引
ノケベキ様ニモナキ石アリケルヲ、力及バズシテ、
柱ヲ切懸ケ、板敷ヲ揚ゲタリケルト、思ボシフテ
反ラスナリ。
(谷47) 又□ならびに嶋の石をたてんには、當時水を
(山8) 一池ニハ、當時水ヲ
(谷48) まかせてミンことかなひがたくは、水ばかりを
(山8) マカセテミム事、叶ヒガタクハ、水計ヲ
(谷49) すゑしめて、つり殿のすのこのしたげたと、水の
(山8) スエシメテ、釣殿ノ簀子ノ下桁ト、水ノ
(谷50) おもとのあひだ、四五寸あらむほどをはからひて、
(山8) 面トノ間四、五寸有ラン程ヲ計ラヒテ
(谷51) 所々にみぎりしるしをたておきて、石のそ
(山8) 所々ニ、ミギハ印ヲシテ、石ノ底
(谷52) こへいり、水にかくれんほど、水のおもてより
(山8) へ入りテ、水ニ隠レン程、水ノ面ヨリ

(谷53) □□んほどを、あひはからふべきなり。池の石は、
(山8) 出ン程ヲ、計ヒ立ベキナリ。池ノ石ハ、
(谷54) そこよりつよくもたえたるつめいしをきて、
(山8) 底ヨリツヨクモタエタル根石、ツメ石ヲスエ置キテ、
(谷55) たてあげつれば、年をふれども、くづれたふる
(山8) 立上ツレバ、年ヲ經レドモ倒崩ルル
(谷56) ことなし。水のひたるときも、なをおもし
(山8) 事ナシ。水ノ涸タル時モ、濕ヒノ時ノ、荒磯ノ如
クニ見エテ面白
(谷57) ろくミゆるなり。嶋をきくことも、はじめより
(山8) キ也。(山9)一島ヲ置ク事モ、始ヨリ
(谷58) そのすがたにきりたて、ほりおきつれば
(山9) 嶋ノ姿ニ切立テ、掘置ツレバ、
(谷59) そのきしにきりかけきりかたてつる石は、
(山9) 其岸ニ切懸々々立ル石、
(谷60) 水まかせてのち、その岸ほとびて、立たる石
(山9) 水マカセテ後、其岸程涸テ立タル石
(谷61) たもつことなし。たゞおほすがたをとりおき
(山9) ヲモ保ツ事ナシ。唯大姿ヲ殘シ置キ
(谷62) て石をたてのち、次第に嶋のかたちには、き
(山9) テ、石ヲ立テ後、次第ニ土ヲバ、島ノ形ニキ
(谷63) ざみなすべきなり。
(山9) ザミナシ、底サマヲバ切立切立、土ヲ殘シ置クベ
キ也。是ヨクヨク、可_レ意得_レ也。
(谷63') 又池ならびにやり水の
(山10) 一池、并遣水ノ
(谷64) 尻ハ、未申の方へい出すべし。青龍の水を白
(山10) 尻ハ、未申ノ方ヘ出スベシ。青龍ノ水ヲ白
(谷65) 虎の方へ出すべきゆへなり。池尻の水を
(山10) 虎ノ方ヘ可_レ出故ナリ。(山11)一池ノ尻ノ水落
(谷66) ちの横石は、つり殿のしたけたのしたば
(山11) ノ横石ハ、釣殿ノ簀子ノ下桁ノ下
(谷67) より、水のおもにいたるまで、四寸五寸をつね
(山11) ヨリ、水ノ面ニ至ルマデ四、五寸ヲツネ
(谷68) にあらしめて、それにすぎバ、ながれいでんず
(山11) ニ有ラシメテ、其二過レバ流出ンズ
(谷69) るほどを、はからひて居べきなり。凡瀧□左
(山11) ル程ヲ計ラヒテ可_レ居也。凡瀧ノ左
(谷70) 右嶋のさき、山のほとりのほかは、たかき石を
(山11) 右、嶋ノサキ、山ノホトリノ外ハ、高キ石ヲ
(谷71) たつる事まれなるべし。なかにも庭上ニ、屋
(山11) 立ル事希ナルベシ。ナカニモ、庭上ニ屋
(或44+2) 中ニモ庭上ニ屋
(谷72) ちかく三尺にあまりぬる石をたつべからず。こ
(山11) 近く、三尺ニ餘リヌル石ヲ不_レ可_レ立、
(或44+2) 近ク三尺ニアマル石不_レ可_レ立
(谷73) れをきかしたれば、あるじ居とまる事な
(山11) 犯_レ之不吉也。
(谷74) くして、つひに荒廢の地となるべしといへり。
(山11) ー
(谷75) 又はなれいしハ、あらいそのおき、山のさき、島
(山12) 一ハナレ石ハ、荒磯ノサキ、島
(或44+1) 一離石ハ荒磯ノ崎嶋
(谷76) のさきに、たつべきとか。はなれ石の根にハ
(山12) 崎ニ可_レ立也。離石ノ根ニハ、
(或44+1) 崎ニ可_レ立也 石ノ根ニハ
(谷77) 水のうへにみえぬほどに、おほきなる石を
(山12) 水ヨリ見エザル程ニ、大ナル石ヲ、

(或 44 才 1) 水ノ上ヨリ不_レ見程ニ大ナル石ヲ
(谷 78) 両三みつがなえにほりしづめて、その中に
(山 12) 両ツ三ツ、三鼎ニ堀スエテ、最中ニ
(或 44 才 1) 二三ナラヘテ堀居テ其中ニ
(谷 79) たてゝ、つめ石をうちいるべし。
(山 12) 立テ、ツメ石ヲツヨクカフベキナリ。
(或 44 才 1) 立テ、ツメ石ヲツヨクカウヘシ 凡瀧ノ左右嶋崎
山ノ邊ノ外ハ高石ヲ立ル事マレナルヘシ
(谷) ---
(山) カラ山水ノ事
(谷 80) 一池もなく遣水もなき所に、石をたつる事
(山 13) 一池モ無く、遣水モ無キ所ニ、石ヲ立ル事
(或 44 才 3) 一池モナク遣水モナキ所ニ石ヲ立事
(谷 81) あり。これを枯山水となづく。その枯山水の様ハ、
(山 13) 有り。是ヲ号ス枯山水。其姿ハ、
(或 44 才 3) アリ 是枯山水ト号ス 其カラ山水ノヤウハ
(谷 82) 片山のきし、或野筋などをつくりいでゝ、
(山 13) 片山ノ岸、或ハ野筋ナドヲ作りテ、
(或 44 才 3) 片山ノ岸或ハ野筋ナドヲ作出シテ
(谷 83) それにつきて石をたつるなり。又ひとへに山里
(山 13) 其ニ取付キテ石ヲ可_レ立也。偏ニ山里
(或 44 才 3) ソレニトツキテ石ヲ立ヘキ也
(谷 84) などのやうにおもしろくせんとおもハゞ、たかき
(山 13) ナドノ如ク、面白ク見微サント思ハバ、少シ高キ
(谷 85) 山を屋ちかくまうけて、その山のいたゞきよ
(山 13) 山ヲ屋近ク設ケテ、
(谷 86) りすぞぎまへ、石をせうせうたてくたして、
(山 13) 石ヲ少々立下シテ、
(谷 87) このいゑをつくらむと、山のかたそわをくづし
(山 13) 此家ヲ作ラント山ヲ崩シ、
(谷 88) 地をひきけるあひだ、おのづからほりあらは
(山 13) 地ヲ引ケル時、自ら堀顯
(谷 89) されたりける石の、そこふかきとこなめて、
(山 13) シタリケル石ノ、底深クトコナメニテ、
(谷 90) ほりのくべくもなく、そのうゑもしハ石の
(山 13) 堀除ク可クモ無クテ、其石ノ上へ、若シハ
(谷 91) かたかどなんどに、つかハしらをも、きりかけた
(山 13) 片角ナドニ、東柱ヲモ切懸タ
(谷 92) るていにすべきなり。又物ひとつにとりつき、
(山 13) リケルカト思ボシク、又モノヒトツニ取付々々、
(谷 93) 小山のさき、樹のもと、つかハしらのほとりな
(山 13) 小山ノスエ、樹ノモト、東柱、ハシラノ角ナ
(谷 94) むどに、石をたつることあるべし。但庭のおも
(山 13) ドニ、石ヲ立ル事有ルベシ。(山 14)一南庭
(谷 95) にハ石をたて、せんざいをうへむこと、階下の
(山 14) ニ石ヲ立テ、前栽ヲウエシムル事、階下ノ
(谷 96) 座などしかむこと、よういあるべきとか。
(山 14) 座ノコト可_レ有_レ用意。
(谷 97) すべて石ハ、立る事ハすくなく、臥ることはおほ
(山 14) 凡石ハ、立ツ事少ク、臥ルコト多カル
(或 44 才 4) 凡石ハ立コト (或 44 才) スクナク 臥コトオ、カ
(谷 98) し。しかれども石ぶせとはいはざるか。
(山 14) 可キナリ。
(或 44 才) コレ口傳也
(谷 99) 石をたつるにハやうやうあるべし。
(山 15) 一池、并遣水ノ石ヲ立ル事、ヒトシナニ非ズ、様々
有ル可シ。
(或 44 才) 一池并遣水ノ石立事 一品ニアラス様々アルヘシ

(谷 100) 大海のやう 大河のやう 山河のやう
(山 15) 大海 山河
(或 44 才) 大海ノ様 大河ノ様
(谷 101) 沼池のやう 葦手のやう等なり
(山 15) 沼池 蘆手等ノ様也
(或 44 才) 沼池ノ様 葦手様等也
(谷 102) 一大海様ハ、先あらいそのありさまを、たつべき
(山 15) 大海ノヤウトハ、先ツ荒磯ノアリサマヲ可_レ立
(或 44 才) 一大海ノヤウハ先荒磯ノアリサマヲ立ヘキ
(谷 103) なり。そのあらいそハ、きしのほとりに、はした
(山 15) 也。其荒磯ハ、岸ノホトリニ、ハシタ
(或 44 才) 也 其アラ磯ハ岸ノホトリニハシタ
(谷 104) なくさきいでたる石どもをたてゝ、みぎハを
(山 15) ナクサキ出タル石ドモヲ立テ、汀ヲ
(或 44 才) ナクサキ出タル石ヲ立テ汀ノ
(谷 105) とこねになして、たちいでたる石、あまたおき
(山 15) トコネニナシテ立出タル石、沖
(或 44 才) トコ根ニナシテタチ出タル
(谷 106) ざまへたてわたして、はなれいでたる石も
(山 15) サマヘ立ワタシテ、離出タル石モ
(或 44 才) 石モ
(谷 107) せうせうあるべし。これハミな浪のきびしく
(山 15) 少少アルベシ。是ハ皆浪ノ嚴敷
(或 44 才) 少々アルヘシ 是ハミナ浪ノキヒシク
(谷 108) かくるところにて、あらひいだせるすがたなるべし。
(山 15) カクル所ニテ、洗出セル姿ナル可シ。
(或 44 才) カクル所ニテ洗出セル姿ナルヘシ
(谷 109) さて所々に洲崎白はまみえわたりて、松など
(山 15) サテ所々ニ、洲崎、白濱見ヘワタリテ、松ナド
(或 44 才) 洲崎白濱ミヘワタリテ松ナント
(谷 110) あらしむべきなり。
(山 15) 有ラシムベキナリ。
(或 44 才) アラシムヘシ
(谷 111) 一大河のやうは、そのすがた龍蛇のゆるみちの
(山 16) 一大河ノ様、其姿龍蛇ノ行ケル道ノ
(或 45 才 1) 一大河ノ様ハソノ姿龍蛇ノミチヲユケル
(谷 112) ごとくなるべし。
(山 16) 如クナル可シ。
(或 45 才 1) 如クナルヘシ
(谷 113) 先石をたてつことは、まづ水のまがれるところ
(山 16) 石ヲ立ル事ハ、水ノ曲レル所
(或 45 才 1) 先石立事ハ先水ノナカレソムル所
(谷 114) をはじめとして、おも石のかどあるを一たてゝ、
(山 16) ヲ始トシテ、オモ石ノカド有ルヲツ立テ、
(或 45 才 1) ヲハシメトシテヲモ石ノカトアルヲツ立テ
(谷 115) その石のこはんをかぎりとすべし。
(山 16) 其石ノコハンヲ限トス可シ。
(或 45 才 1) 其石ノコハンヲ限トスヘシ
(谷 116) その次々をたてくたすべき事、水ハむかう方
(山 16) 其次々ヲ立下スベキ事、水ハ向フ方
(或 45 才 1) 其次々ヲ立下ヘキ事ハ水ハ向方
(谷 117) をつくすものなれば、山も岸もたもつ事なし。
(山 16) ヲ崩スモノナレバ、山モ岸モ保ツ事ナシ。
(或 45 才 1) ヲクツス物ナレハ
(谷 118) その石にあたりぬる水ハ、そのところよりおれ、
(山 16) 其石ニ當リヌル水ハ、其所ヨリ折
(谷 119) もしハたわみて、つよくいけば、そのすゑを
(山 16) 撓ミテ、強ク行ケバ、其末ヲ

(谷 120) おもハへて又石をたつべきなり。そのすゑず系
(山 16) 思ハエテ、又石ヲ可立也。其末々、
(谷 121) このころをえて、次第に風情をかへつゝたて
(山 16) 此心ヲ得テ、次第々々ニ、風情ヲ替へツツ可立
(或 45 ㊦1) 可立得其心
(谷 122) くだすべし。石をたてん所々の遠近多少
(山 16) 下也。石ヲ立ん所々ノ遠近多少ハ、
(谷 123) ところのありさまにしたがひ、當時の意
(山 16) アリサマニ随ヒ、當時ノ意
(谷 124) 楽によるべし。水ハ左右つまりて、ほそくおち
(山 16) 巧ニ在ル可シ。水ハ左右ツマリ、細ク落
(或 45 ㊦2) ホソク水ノ落
(谷 125) くだるところハ、はやければ、すこしきひろま
(山 16) タル所ハ駛ケレバ、少シキ廣マ
(或 45 ㊦2) イル所ハ早ケレハ少シヒロマ
(谷 126) りになりて、水のゆきよハる所に、白洲をバ
(山 16) リニナリテ、水ノ行弱ハル所ニ白濱ヲバ
(或 45 ㊦2) リニナリテ水ノユキヨハル所ニ白洲ヲハ
(谷 127) をくなり。中石はしかのごときなるところに
(山 16) 置クナリ。中石ハ、此ノ如クナル所ニ
(或 45 ㊦2) ヲク也
(谷 128) おくべし。いかにも中石あらハれぬれば、その石の
(山 16) 置クベシ。イカニモ中石現レヌレバ、其石ノ
(或 45 ㊦2) 中ノ石アラハレヌレハ其石ノ
(谷 129) しもざまに、洲をばおくなるべし。
(山 16) 下ザマニ洲ヲバ置クナルベシ。
(或 45 ㊦2) 下サマニ洲ヲ直也
(谷 130) 一山河様ハ、石をしげくたてくたして、こゝかし
(山 17) 一山河ノ様ハ、石ヲ繁ク立下シテ、ココカシ
(或 45 ㊦2) 一山河様ハ石ヲシテク立トメコ、カシ
(谷 131) こにつたひ石あるべし。又水の中に石をたてゝ、
(山 17) コニ傳ヒ石有ル可シ。又水ノ中ニ石ヲ立テ、
(或 45 ㊦2) コニツタイ水ノ有ヘシ(或 45 ㊦)又水ノ中ニ石ヲ立
テ
(谷 132) 左右へ水をわかちつれば、その左右のみぎハに
(山 17) 左右へ水ヲ分チツレバ、其左右ノ水際ニ
(或 45 ㊦) 左右へ水ヲ分ツレハ其左右ノ汀ニ
(谷 133) は、ほりしづめた石をあらしむべし。
(山 17) ハ、堀リ沈メタ石ヲ有ラシムベシ。
(或 45 ㊦) ホリシツメタル石ヲアラシムヘシ 是水断石等也
(谷 134) 已上両河のやうは、やりみづにもちゐるべき
(山 17) 已上両河ノ様ハ、遣水ニ可立用
(或 45 ㊦) 已上両河様ハ遣水ニ用ル
(谷 135) なり。やりみづにも、ひとつを車一両につみ
(山 17) 也。遣水ニモ、一ツヲ車一輛ニ積ミ
(或 45 ㊦) 也 遣水ニ石一ツヲ車一兩ニツミ
(谷 136) わづらふほどなる石のよきなり。
(山 17) ワヅラフ程ナル石ヲ立ツベキナリ。
(或 45 ㊦) ワヅラウ程ナル石吉也
(谷 137) 一沼様ハ、石をたつことはまれにして、こゝかし
(山 18) 一沼池様ハ、立石事ハ希ニシテ、ココカシ
(或 45 ㊦) 一沼池ノ様ハ石ヲ立事マレニシテ
(谷 138) このいり江に、あし、かつみ、あやめ、かきつばた
(山 18) コノ入江ニ、蘆、カツミ、アヤメ、カキツバタ
(或 45 ㊦) 入江ニアシカツミアヤメカキツハタ
(谷 139) やうの水草をあらしめて、とりたてたる島な
(山 18) 等ノ草ヲ有ラシメテ、取立タル島ナ
(或 45 ㊦) ヤウノ水草ヲアラシメテ取立タル嶋ナ

(谷 140) どはなくて、水のおもてを渺々とみすべきなり。
(山 18) ドハ無クテ、水ノ面渺渺ト可立見也。
(或 45 ㊦) トハナクテ水ノ面ヲ渺渺トミスヘキ也
(谷 141) □□□といふハ、溝の水の入集れるたまり水也。
(山 18) 沼池ト云ハ、溝、小池等ノ入集ルナリ。
(谷 142) しかれば、水の出入の所あるべからず。水をばおもひ
(山 18) 然バ水ノ出入ノ所アルベカラズ。水ヲバ思
(或 45 ㊦) 水ノ出入所アルヘカラス 水ヲハ思
(谷 143) がけぬところよりかくしいるべきなり。又水の
(山 18) 懸ヌ所ヨリ、隠クシテ可立入也。又水ノ
(或 45 ㊦) ケカサル所ヨリ可立入也 又水ノ
(谷 144) おもてをたかくみすべし。
(山 18) 面ヲ高ク見スベキナリ。
(或 45 ㊦) 面ヲ(或 46 ㊦)タカクミスヘシ
(谷 145) 一葦手様は、山などたかゝらずして、野筋の
(山 19) 一蘆手様ハ、山ナド高カラズシテ、野筋ノ
(或 46 ㊦) 一葦手様ハ山ナトタカ、ラスシテ野筋ノ
(谷 146) すゑ、池のみぎハなどに、石所々たてゝ、そのわ
(山 19) スエ、池ノ汀ナドニ、石處々ニ立テ、其ワ
(或 46 ㊦) スエ池ノ汀ナトニ石少々立テ其ワ
(谷 147) きわきに、こざゝ、やますげやうの草うゑて、
(山 19) キワキニ小笹、山菅ヤウノ草、少々植ウエテ、
(或 46 ㊦) キワキニ小サ、山スケヤウノ草少々植テ
(谷 148) 樹にハ梅柳等のたをやかなる木をこのミうふ
(山 19) 樹ニハ梅、柳等ノタワヤカナルヲ可立植也。
(或 46 ㊦) 樹ニハ梅柳等ノタワヤカナルヲコノミ植ヘシ
(谷 149) べし。すべてこのやうハ、ひらゝかなる石を品
(山 19) スベテ此様ハ、平ラカナル石ヲ、品
(或 46 ㊦) 惣此ヤウハヒラ、カナル石ヲ品
(谷 150) 文字等にたてわたして、それにとりつきとりつき、
(山 19) 文字ニヒキカヘヒキカヘ、立ワタシテ、ソレニ取付、
(或 46 ㊦) イト
(谷 151) 文字等ニヒキチカヘヒキチカヘ立テワタシテ其ニ
(山 19) 取ツキ取ツキイト
(或 46 ㊦) 文字等ニヒキチカヘヒキチカヘ立テワタシテ其ニ
(谷 151) たかゝらず、しげからぬせんざいどもをうふべ
(山 19) 高カラヌ前裁ドモヲウエバ
(或 46 ㊦) タカ、ラスシケカラス前裁トモヲ可立植
(谷 152) きとか。
(山 19) キトカ。
(或 46 ㊦) トカ
(谷 153) 石のやうやうをば、ひとつぢにもちゐたてよ
(山 20) 石ノヤウヤウヲバ、一筋ニ用キ立ヨ
(或 46 ㊦) 石ノ様々ヲハ一筋ニモチ井立ヨ
(谷 154) とにはあらず。池のすがた地のありさまに
(山 20) ニハアラズ。其姿、池ノアリサマニ
(或 46 ㊦) トニハアラズ 野形池ノアリサマニ
(谷 155) したがひて、ひとついけに、かれこれやうをひき
(山 20) 随ヒテ、一ツ池ニ彼是ノヤウヲ、引
(或 46 ㊦) シタカイテ(或 46 ㊦1)一ツ池ニ彼是ノ様ヲ引
(谷 156) あはせて、もちゐることもあるべし。池のひろき
(山 20) 合テ用ル事モ有ベシ。池ノ廣キ
(或 46 ㊦1) 合テ可立用事モアリ 池ノヒロキ
(谷 157) ところ、しまのほりなどにハ、海のやうをまね
(山 20) 所、嶋ノホトリナドニハ、海ノ様ヲ学
(或 46 ㊦1) 所々嶋ノ邊リナトニハ海ノヤウマナ
(谷 158) び、野筋のうへにハ、あしでのやうをまねび

- (山 20) ビ、野筋ノ上、水ノホトリニハ、蘆手ノ様ヲ学ビ
(或 46ウ1) ヒ野スチノウヘ水ノ邊ニハ葦手ノ様ヲマヒヒ
(谷 159) なんだして、たゞよりくるにしたがふなり。
- (山 20) ナドシテ、只ヨリクルニ従フ也。
(或 46ウ1) テトシテ只ヨリクルニシタカヒテスル也
(谷 160) よくもしらぬ人の、いづれのやうぞなどと
(山 20) ヨクモ知ラス人ノ、何ノヤウナド云
(或 46ウ) ヨクモシテヌ人ノイツレノ様ナト云
(谷 161) ふハ、いとおかし。
(山 20) ハ、イトヲカシ。
(或 46ウ) 事ハイトヲカシ
- (谷 162) 一池、河のみぎはの様々をいふ事
(山 21) 一池、河ノミギハノ様々ヲ云事
(谷 163) 鋤鋒、整形。池ならびに河のみぎハの白濱ハ、
(山 21) 鋤鋒。整形。池、并河ノ汀ノ白濱ハ、
(谷 164) すきさきのごとくとがり、くわがたのごとくゑり
(山 21) 鋤鋒ノ如ク、
(谷 165) いるべきなり。このすがたをなすときは、石
(山 21) 此姿ヲナストキハ、石
(谷 166) をバ、うちあがりてたつべし。
(山 21) ヲバ打アガリテ立ベシ。
(谷 167) 池のいしは、海をまなぶ事なれば、かならずい
(山 22) 池ノ石ヲバ、海ヲ学ブコトナレバ、岩
(谷 168) はねなみがへしのいしをたつべし。
(山 22) 根、浪返ノ石ヲ立ベシ。
(谷 169) 嶋姿の様々をいふ事
(山 23) 一嶋姿ノ様々ヲ云事
(或 41ウ3) 一嶋姿ノ様々ヲ云事 是ニ十一種アリ
- (谷 170) 山嶋、野嶋、杜島、磯島、雲形、霞形、洲濱形、片
(山 23) 山嶋 野嶋 杜嶋 磯嶋 雲形 洲濱
形、 片
(或 41ウ3) 山嶋 野嶋 森嶋 磯嶋 (或 42ウ) 雲形嶋 霞嶋
洲濱嶋 片
- (谷 171) 流、干潟、松皮等也
(山 23) 流 干潟 松皮等ナリ
(或 42ウ) 流嶋 干潟嶋 松皮等嶋 三羽嶋也
- (谷 172) 一山しまは、池のなかに山をつきて、いれちがへい
れちがへ
(山 24) 一山嶋トハ、池ノ中ニ山ヲツキテ、入チガへ、入チ
ガへ
(或 42ウ) 一山嶋ハ池ノ中ニ山ヲ築テ入チカヘ入チカヘ
(谷 173) 高下をあらしめて、ときは木をしげく、う
(山 24) 高下ヲ有ラシメテ、常盤木ヲ茂ク可植。
(或 42ウ) 高下ヲアラシメテ常盤木ヲシケク可植
- (谷 174) ふべし。前にハしらはまをあらせて、山ぎハ
(山 24) 前ニハ白濱ヲ有ラセテ、山ギハ、
(或 42ウ) 前白濱ヲアラセテ山キハ
- (谷 175) ならびにみぎハに、石をたつべし。
(山 24) 并ニ水ギハニ、石ヲ可立也。
(或 42ウ) 并汀ニハ石ヲ可立
- (谷 176) 一野嶋は、ひきちがへひきちがへ野筋をやりて、所々
に
(山 25) 一野嶋トハ、引チガへ、引チガへ、野筋ヲ遣リテ、所々
(或 42ウ) 一野嶋ハ野筋ヲヒキチカヘヒキチカヘヤリテ所々ニ
(谷 177) おせばかりさしいでたる石をたて、それをた
(山 25) ヲ背バカリサシ出タル石ヲ立テ、ソレヲタ
(或 42ウ) ヲシ計指出タル石ヲ立テ、其ヲタ
- (谷 178) よりとして、秋の草などをうゑて、ひまひまにハ、
(山 25) ヨリトシテ、秋草ナンドヲ植エテ、ヒマヒマニハ、
(或 42ウ) ヨリトシテ秋草ナトヲウエテ其後々ニハ
(谷 179) こけなどをふすべきなり。これもまへにハ
(山 25) 苔ナドヲフスベキナリ。此モ前ニハ、
(或 42ウ) 苔是モ前ハ
(谷 180) しらはまをあらしむべし。
(山 25) 白濱ヲ有ラシムベシ。
(或 42ウ) 白濱也
(谷 181) 一杜しまは、たゞ平地に樹をまばらにうゑみて、
(山 26) 一杜嶋ハ、唯平地ニ、樹ヲバマバラニ植ナラベテ、
(或 42ウ) 一森嶋ハ只平地ニ樹ヲマバラニ植ナラヘ
(谷 182) こしげきに、したをすかして、木のねにとり
(山 26) 下ヲスカシテ、木根ニ取
(或 42ウ) 下ヲスカシテ木枯ニトリ
(谷 183) つきとりつき、めにたゝぬほどの石を、少々たて、
し
(山 26) 付、取付、目ニタヌホドノ石ヲ立テ、芝
(或 42ウ) ツキトリツキ目ニタ、ス程ノ石ヲ少々立テ芝
(谷 184) ばをもふせ、すなごをも、ちらすべきなり。
(山 26) ヲモフセ、砂ヲモチラスベキナリ。
(或 42ウ) ヲフセスナコヲチラス也
- (谷 185) 一磯しまは、たちあがりたる石を、ところどころに
(山 27) 一磯嶋トハ、起アガリタル石ヲ所々ニ
(或 42ウ) 一磯嶋ハ立アガリタル石ヲ所々ニ
(谷 186) たて、その石のこはんにしたがひて、浪うち
(山 27) 立テ、其石ノコハンニ随テ、浪打
(或 42ウ) 立テ浪打
(谷 187) の石をあらゝかにたてわたして、その高石の
(山 27) ノ石ヲアラゝカニ立ワタシテ、其高キ石ノ
(或 42ウ) ノ石ヲアララカニタテ其高石ノ
(谷 188) ひまひまに、いとたかゝらぬ松の、おひてすぐり
(山 27) ヒマヒマニ、イト高カラヌ松ノ、オヒテスグリ
(或 42ウ) ヒマヒマニイトタカ、ラス松ヲヒカ子タルヤウニ
(谷 189) たるすがたなるが、みどりふかきを、ところどころ
う
(山 27) タル姿ナルガ、ミドリフカキ、所々ニ植
(或 42ウ) 可植
(谷 190) ふべきなり。
(山 27) ベキナリ。
(谷 191) 一雲がたハ、雲の風にふきなびかされて、そび
(山 28) 一雲形トハ、雲ノ風ニ吹ナガサレテ、ソビ
(或 42ウ) 一雲形ハ雲ノ風ニ吹ナヒカサレテソビ
(谷 192) けわたりたるすがたにして、石もなくうゑ木
(山 28) ケワタリタル姿ニ、石
(或 42ウ) ケワタリタル姿ヲシテ石モナクウヘキ
(谷 193) もなくて、ひたしらすにてあるべし。
(山 28) モ無クテ、ヒタシラスニテアルベシ。
(或 42ウ) モナクテヒタ白洲ニテアルヘシ
- (谷 194) 一霞形ハ、池のおもてをみわたせば、あさみどり
(山 29) 一霞形トハ、池ノ面ヲ見渡セバ、アサミドリ
(或 43ウ1) 一霞形ハ池面ヲ見渡セハ朝縁
(谷 195) のそらに、かすみのたちわたれるがごとく、ふた
(山 29) ノ空ニ、霞ノ立ワタレルガ如ク、ニタ
(或 43ウ1) ノソラニヤスミノ立ワタルカ如シ 二
(谷 196) かさねみかさねにもいれちがへて、ほそぼそと、
(山 29) 重ネ、三重ネニモ入チガヘテ、細々ト、
(或 43ウ1) 重三重子ニモ入チカヘ
(谷 197) こゝかしこたぎれわたりみゆべきなり。これ

(山 29) ココカシコニ切渡リテ見ユベキ也。是
(或 43オ1) コ、カシコニ切レワタリテ可_レ見
(谷 198) も、いしもなくうゑきもなき白洲なるべし。
(山 29) モ石モ無ク、樹モナキ白洲ナルベシ。
(或 43オ1) 無_レ石木_レ白濱也
(谷 199) 一洲浜がたは、つねのごとし。但ことうるわしく
(山 30) 一洲濱形トハ、如_レ常。但コトウルハシク、
(谷 200) 紺の文などのごとくなるはわろし。おなじず
(山 30) 紺ノ文ナドノ如クナルハワロシ。同ス
(或 43オ3) 紺ノ文ノコトクナルハワロシ (或 43オ1) 洲
(谷 201) わまがたなれども、或ハひきのべたるのごとし、
(山 30) ハマ形ナレドモ、或ハ引延、
(或 43オ1) 濱形ナレトモ或ハ引ノヘタルカ如ク
(谷 202) 或ハゆがめるのごとし、或せなかあはせにうち
(山 30) 或ハユガミ、或ハ背ナカ合ニ打
(谷 203) ちがへたるのごとし、或すはまのかたちかとみれ
(山 30) 違へ、或ハ洲濱ノ形ト見レ
(或 43オ1) 或ハ洲濱形カト見ユレ
(谷 204) ども、さすがにあらぬさまにみゆべきなり。
(山 30) ドモ、サスガニアラヌサマニ見ユベキナリ。
(或 43オ1) トモサスガニアラヌサマニミユヘシ
(谷 205) これにすなごちらしたるうゑに、小松などの
(山 30) サテ、小松
(或 43オ4) 小松ナト
(谷 206) 少々あるべきなり。
(山 30) 少々有可シ。
(或 43オ1) 少々アルヘシ
(谷 207) 一片流様ハ、とかくの風流なく、ほそながに水の
(山 31) 一カタ流トハ、トカク風流ナク、細長ニ水ノ
(或 43オ4) 一片流様ハトニアリ無_レ風流_ニモホソ長ニ水ノ
(谷 208) ながしをきたるすがたなるべし。
(山 31) 流シ落ちタル姿ナルベシ。
(或 43オ4) 流落タル可_レ姿
(谷 209) 一干潟様ハ、しほのひあがりたるあとのごとく、
(山 32) 一干潟トハ、潮ノ干アガリタル痕ノゴトク、
(或 43ウ) 一干潟様ハ鹽メヒアカリタル跡ノ如ク
(谷 210) なかバ、あらはれ、なかバ、水にひたるのごとく
(山 32) 半ハアラハレ、半ハ水ニヒタルカゴトク
(或 43ウ) ナカハ、アラハレナカハ、水ニヒタルカ如ク
(谷 211) にして、おのづから石少々みゆべきなり、樹ハ
(山 32) ニシテ、オノヅカラ石少々見ユベキナリ。樹ハ
(或 43ウ) ニテオノヅカラ石少ニ可_レ見也 樹ハ
(谷 212) あるべからず。
(山 32) 有ルベカラズ。
(或 43ウ) アルベカラス
(谷 213) 一松皮様ハ、まつかはずりのごとく、とかくちがひ
(山 33) 一松皮トハ、マツカハズリノゴトク、チガヘ
(或 43ウ) 一松皮様ハ松皮摺ノ如クトカクチガヘ
(谷 214) たるやうにて、たぎれぬべきやうにみゆると
(山 33) タル様ニテ、タギレヌベキヤウニ見ユルト
(或 43ウ) タル様ニテキレヌヘキヤウニミユル所
(谷 215) ころあるべきなり。これハ石樹ありてもなく
(山 33) コロアルベキナリ。是ハ石、樹アリテモ、無ク
(或 43ウ) アルヘキ也 是石樹アリテモナク
(谷 216) ても、人のころにまかすべし。
(山 33) テモ、人ノ心ニマカスベシ。
(或 43ウ) テモ人ノ心ニ可_レ任
一三羽嶋様ハカシハノハノ三サシ出タルニ三所ニ木

一本ツ、ウユル也
(山) 山水抄中
(山) 法印 慶算撰
(谷 217) 一 瀧を立る次第
(山) 立_レ瀧流_ニ水次第、廿七箇條
一瀧立次第
(谷 218) 瀧をたてんには、先水をちのいしをえらぶべ
(山 34) 一瀧ヲ立ンニハ、先水落ノ石ヲ擇フベ
(或 40オ) 先水落ノ石ヲ可_レ撰
(谷 219) きなり。そのみづおちの石ハ、作石のごとくに
(山 34) キ也、其水落ノ石ハ、作石ノ如ク、
(或 40オ) 也 其水落ノ石ハ作石ノ如クニ
(谷 220) して、面うるはしきハ興なし。瀧三四尺にも
(山 34) 面ウルハシキハ興無シ。瀧三四尺ニモ
(或 40オ) シテ面ウルハシキハ興ナリ 瀧三四尺ニモ
(谷 221) なりぬれば、山石の水をちうるわしくして、
(山 34) ナリヌレバ、山石ノ水落ウルハシクシテ、
(或 40オ) ナリヌレハ山石水落ウルハシクシテ
(谷 222) 面くせばミたらむをもちあるべきなり。但水
(山 34) 面クセバミタランヲ可_レ用也。但水
(或 40オ) 面クセミタランヲ可用也 但水
(谷 223) をちよく面くせばみたりといふとも、左右の
(山 34) 落ヨク、面クセバミタリト云トモ、左右ノ
(或 40オ) 落ヨリ面クセハミタリト云トモ左右ノ
(谷 224) わき石よせたてむに、おもひあふ事なくは、
(山 34) 脇石ヨセ立ンニ、思合フコトナクハ
(或 40オ) 脇石ヲヨセ立ムニ思合コトナクハ
(谷 225) 無益なり。水落面よくして、左右のわきいし
(山 34) 無益也。水落ヨクシテ、左右ノ脇石、
(或 40オ) 無益ナリ 水落面ヨクシテ左右ノ脇石
(谷 226) おもひあひぬべからむ石をたておほせて、ちり
(山 34) 思アヒヌベカラシ石ヲ立ヲホセテ、チリ
(或 40オ) 思合ヌヘカラシ石ヲ立オホセテチリ
(谷 227) ばかりもゆがめず、ねをかためてのち、左右の
(山 34) バカリモユガメズ、根ヲ固メテ後、左右ノ
(或 40オ) 計モユカメス根ヲカタメテ後左右ノ
(谷 228) わき石をバ、よせたてしむべき也。その左右の
(山 34) 脇石ヲバ寄立ベキ也。其左右ノ
(或 40オ) ワキ石ヲヨセ立 其左 (或 40ウ) 右ノ
(谷 229) わきいしと水落の石とのあひだハ、なん尺何
(山 34) 脇石ト水落ノ石ノ間ハ、何尺何
(或 40ウ) 脇石ト水落ノ石トノ間何見何
(谷 230) 丈もあれ、底よりいたゞきにいたるまで、はに
(山 34) 丈モアレ、底ヨリ頂ニ至ルマデ、ハニ
(或 40ウ) 丈モアレ底ヨト頂ニ至ルマテハマ
(谷 231) つちをたわやかにうちなして、あつくぬりあげ
(山 34) 土ヲタワヤカニ打ナシテ、厚ク塗上ゲ
(或 40ウ) 土タハヤカニ打ナシテ厚ヌリアケ
(谷 232) てのち、石まぜにたゞのつちをもちいて、つき
(山 34) テ後、石マゼニ、只ノ土ヲ割入テ、ツキ
(或 40ウ) テ後石マゼニ只ノ土ヲモワリ入テツキ
(谷 233) かたむべきなり。瀧ハまづこれをよくよくし
(山 34) カタムベキ也。瀧ハ、先是ヲヨクヨクシ
(或 40ウ) カタムヘキ也
(谷 234) たゝむべきなり。そのつぎに右方はれならば
(山 34) タタムベキナリ。其次ニ、右方晴ナラバ、
(或 40ウ) 其次右ノ方晴ナラン
(谷 235) 左方のわきいしのかみにそへて、よき石のた

(山 34) 左ノ方ノ脇石ノ立
(或 40ウ) 左ノ方ノ脇石ノ上ニソヘテ石ノタ
(谷 236) ちあがりたるをたて、右のかたのわきいしのを
(山 34) 揚リタルヲ、右ノ方ノ脇石ヨリ
(或 40ウ) チアカリタルヲタテ右ノ方ノ脇石ノ上
(谷 237) 糸に、すこしひきにて、左の石みゆるほどに
(山 34) 少シ高クテ見ユル様ニ
(或 40ウ) ニ少シヒキニテ左ノ石ミユル程ニ
(谷 238) たつべし。左方はなれば、右の次第をもちて
(山 34) 立可シ。左ノ方晴ナラバ、前ノ次第ヲモテ、
(或 40ウ) 立ヘシ 左方晴ナラハ次第ヲモテ
(谷 239) ちがへたつべし。さてそのかみざまは、ひらなる
(山 34) チガヘ立可シ。サテ其カミザマハ、平ナル
(或 40ウ) チカヘテ可立 サテ其上サマハ平ナル
(谷 240) 石をせうせうたてわたすべし。それもひとへに
(山 34) 石ヲ、少々立渡スベシ。ソレモ偏ニ、
(或 40ウ) 石ヲ少々タテワタスヘシ ソレモ偏ニ
(谷 241) 水のみちの左右に、やりみつなどのごとくたて
(山 34) 水ノ道ノ左右ニ、遣水ナドノ如ク立
(或 40ウ) 水ノ道ノ左右ニヤリ水ナトノ如クタテ
(谷 242) たるはわろし。たゞわすれざまに、うちゝら
(山 34) タルハワロシ。只忘ザマニ打散
(或 40ウ) タルハ (或 41オ1) ワロシ 只荒サマニウチ、ヲ
(谷 243) しても、水をそばへやるまじきやうをおも
(山 34) シテモ、水ヲ側ヘヤルマジキ様ヲ思
(或 41オ1) シテ水ヲソハヘヤルマジキヤウヲ思
(谷 244) はへてたつべきなり。中石のをせさしいで
(山 34) ハヘテ可立也。中石ノ尾、背、サシ出
(或 41オ1) ハヘテ可立也 中石ノ
(谷 245) たる、せうせうあるべし。次左右のわき石のまへ
(山 34) タル、少々有ルベシ。次ニ左右ノ脇石ノ前
(或 41オ1) ー
(谷 246) に、よき石の半ばかりひきをとりたるをよ
(山 34) ニ、ヨキ石ノ半バ許、ヒキ劣リタルヲ寄
(或 41オ1) 半許引ヲトリタルヲヨ
(谷 247) せたてゝ、その次々は、そのいしのこはんにし
(山 34) 立テ、其次々ハ其石ノコハンニ従
(或 41オ1) セテ立テモ次々ハ其石ノコフニシ
(谷 248) たがひてたてくださべし。瀧のまへハ、ことのほか
(山 34) ヒテ立下ス可シ。瀧ノ前ハ、コトノ外
(或 41オ1) タカヒテ立クタスヘシ 瀧ノ前ハコトノ外
(谷 249) にひろくて、中石などあまたありて、水を左
(山 34) ニ廣ク、中石ナドアマタ有リテ、水ヲ左
(或 41オ1) ニヒロクテ中石スヘ石ナトアマタアリテ水ヲ左
(谷 250) 右へわかちながしたるが、わりなきなり。その
(山 34) 右ヘ分チ流シタルガワリナキ也。其
(或 41オ1) 右ヘ分流タルカワリナキ也 其
(谷 251) 次々ハ遣水の儀式なるべし。瀧のおちやうハ
(山 34) 次々ハ、遣水ノ儀式ナル可シ。瀧ノ落様ハ、
(或 41オ1) 次々ハヤリ水儀式ナルヘシ 瀧ノ落様ハ
(谷 252) 様々あり。人のこのミによるべし。はなれをち
(山 34) 様々有リ。人ノコノミニ従フ可シ。(山 39)一、離
(或 41オ1) ヤウヤウニアリ 人ノコノミニシタカフヘシ
(谷 253) をこのまば、面によこかどきびしき水落の
(山 39) 面ニヨコカドキビシキ水落ノ
(谷 254) 石を、すこし前へかたぶけて居べし。
(山 39) 石ヲ、少シ前ヘ傾ケテスエ可シ。上ノ水ヲヨドメ

ズシテ、ハヤク當テツレバ、ハナレ落ツル也。
(谷 255) つたひおちをこのまば、すこしみづおち
(山 38) 少シ水落
(谷 256) のおもてのかどたふれたる石を、ちりばかりの
(山 38) ノ面ノカド、タフレタル石ヲ、チリバカリノ
(谷 257) けばらせてたつべきなり。つたひおちハ、うる
(山 38) ケハラセテ、立可キナリ。ウル
(谷 258) わしくいとをくりかけたるやうに、おとす事
(山 38) ハシク糸ヲ懸タル様ニ落ス事
(谷 259) もあり。二三重ひきさがりたる前石をよせ
(山 38) モアリ。二三重引下リタル、前ノ石ヲ寄
(谷 260) たてゝ、左右へとかくやりちがへて、おとす事も
(山 38) 立テ、左右ヘトカクヤリチガヘテ落ス事モ
(谷 261) あるべし。
(山 38) アル可シ。
(谷 262) 瀧を高くたてむ事、京中にハありがたからむか。
(山 46) 瀧ヲ高ク立ン事、京中ニハ有ガタカランカ。
(谷 263) 但内裏なんどならば、などかなからむ。或人の申
(山 46) 但内裡ナラバ、ナドカ無カラン。或人ノ申
(谷 264) 侍しハ、一条のおほちと東寺の塔の空輪のた
(山 46) 侍リシハ、一條ノ大路ト、東寺ノ塔ノ空輪ノ高
(谷 265) かさは、ひとしきとかや。しからば、かみざまより
(山 46) サト、ヒトシキトカヤ。然ラバ上サマヨリ、
(谷 266) 水路にすこしづゝ、左右のつゝみをつきくだし
(山 46) ツツミヲ少シツツツククダシ
(谷 267) て、瀧のうへにいたるまで用意をいたさば、四尺
(山 46) テ、用意ヲ致サバ、
(谷 268) 五尺にハなどかたてざらんぞとおぼえ侍る。
(山 46) ナドカ立テザラン。
(谷 269) 又瀧の水落のはたばりは、高下にハよらざる
(山 47) 一瀧ノ水落ノハタハリハ、高下ニハヨラザル
(或 41オ2) 一瀧水落ノハタハリ不依高下
(谷 270) か。生得の瀧をみるに、高き瀧かならずしも
(山 47) カ。生得ノ瀧ヲ見ルニ、高キ瀧必シモ
(或 41オ2) 敷 生得ノ瀧ヲ見ルニ (或 41ウ1) 高キモ必
(谷 271) ひろからず、ひきなる瀧かならずしもせばからず。
(山 47) 不廣、ヒキナル瀧、必シモ不狭、
(或 41ウ1) ヒロカラス ヒキナルモ必不狭
(谷 272) たゞみづおちの石の寛狭によるべきなり。
(山 47) 只水落ノ石ノ寛狭ニヨル可キ也。
(或 41ウ1) 只水落ノ石可依寛狭也
(谷 273) 但三四尺のたきにいたりてハ、二尺餘にハすぐべ
(山 47) 但三、四尺ノ瀧ニ至リテハ、二尺バカリニハ不
可過。
(谷 274) からず。ひきなる瀧のひろきハ、かたがたのなん
(山 47) ヒキナル瀧ノ廣キハ、旁ノ難
(谷 275) あり。一二ハ瀧のたけひきみにミゆ。一にハ井せ
(山 47) 有リ。一二ハ、瀧ノ丈ヒキク見ユ、二ニハ、井セ
(谷 276) きにまがふ。一にハたきのゝどあらはにみえぬ
(山 47) キニマガフ、三ニハ、瀧ノノドアラハニ見エヌ
(或 41ウ2) 瀧ノトアラハニミヘヌ
(谷 277) れバ、あさまにみゆる事あり。瀧ハおもひが
(山 47) レバ、アサマニ見ユル事有リ。瀧ハ、思ヒカ
(或 41ウ2) レハアサマニミユル事アリ 瀧ノ思カ
(谷 278) けぬいはのはざまなどより、おちたるやうに
(山 47) ケヌ岩ノハザマナドヨリ、落タルヤウニ
(或 41ウ2) ケヌ石ノハサマヨリ落タルヤウニ
(谷 279) みえぬれば、こぐらくこゝろにくきなり。されば

(山 47) 見エヌレバ、コグラク、心ニクキ也。サレバ、
(或 41ウ2) ミヘヌレハコグラク心ニクキ也 サレハ
(谷 280) 水をまげかけて、のどみゆるところにハ、よき石を
(山 47) 水ヲマケカケテ、ノド見ユル所ニハ、ヨキ石ヲ、
(或 41ウ2) 水ヲマカセカケテ唯ミユル所ニハヨキ石ヲ
(谷 281) 水落の石のうゑにあたるところにたてつれば、
(山 47) 水落ノ石ノ上ニ當ル所ニ立ツレバ、
(或 41ウ2) 水ノ落石ノ上ニアタル所ニ立ツレハ
(谷 282) とをくてハ、いわのなかよりいづるやうにみゆ
(山 47) 遠クテハ、岩ノ中ヨリ出ルヤウニ見ユ
(或 41ウ2) 遠テハ石ノ中ヨリ出様ニミユ
(谷 283) るなり。
(山 47) ル也。
(或 41ウ2) ル也
(谷 284) 一瀧のおつる様々をいふ事
(山 35) 一瀧ノ落様者
(谷 285) 向落 片落 傳落 離落 稜落 布落
(山 35) 向落、片落、傳落、離落、ソバ落、布落、
(谷 286) 絲落 重落 左右落 横落
(山 35) 絲落、重落、横落、左右落
(谷 287) むかひをちは、むかひてうのはしく、おなじ
(山 36) 向落ト云ハ、向ヒテウルハシク、同シ
(谷 288) ほどにおつべきなり。
(山 36) ホドニ落ツベキナリ。
(谷 289) かたおちは、左よりそへておとしつれば、水をう
(山 37) 一片落ト云ハ、左ヨリソエテ落シツレバ、水ヲ受
(谷 290) けたるかしらあるまへ石の、たかさもひろさも、
(山 37) タル頭有ル前石ノ、高サモ廣サモ、
(谷 291) 水落の石の半にあたるを、左のかたによせたと、
(山 37) 水落石ノ半バニアタルヲ、左ノ方ニ寄立テ、
(谷 292) その石のかしらにあたりて、よごまにし
(山 37) 其石ノ頭ニ當リテ、横サマニ、シ
(谷 293) らミわたりて右よりおつるなり。
(山 37) ラミワタリテ、右ヨリ落ルナリ。
(谷 294) つたひおちは、石のひだにしたがひて、つたひ
(山 38) 一傳落ト云ハ、ヒタヒニ從ヒテ、傳ヒ
(谷 295) おつるなり。
(山 38) 落ツル也。
(谷 296) はなれおちハ、水落に一面にかどある石をたて、
(山 39) 一離落ト云ハ、面ニヨココドキビシキ水落ノ石ヲ、
少シ前へ傾ケテスエ可シ。
(谷 297) 上の水をよどめずして、はやくあてつれば、はな
(山 39) 上ノ水ヲヨドメズシテ、ハヤク當テツレバ、ハナ
(谷 298) れおつるなり。
(山 39) レ落ツル也。
(谷 299) そばおちは、たきのおもてをすこしそバ
(山 40) 一稜落ト云ハ、面ヲ少シソバ
(谷 300) むけて、そばをはれのかたよりみせしむる
(山 40) ムケテ、ソバヲ晴ノ方ヨリ見セシムル
(谷 301) なり。
(山 40) 也。
(谷 302) 布をちは、水落におもてうるわしき石を
(山 41) 一布落ト云ハ、水落面ウルハシキ石ヲ
(谷 303) たて、瀧のかみをよどめてゆるくながしかけ
(山 41) 立テ、瀧ノ上ヲヨドメテ、緩ク流シカケ
(谷 304) つれば、布をさらしかけたるやうにみえておつ
(山 41) ツレバ、布ヲサラシカケタル様ニ見エテ落
(谷 305) るなり。

(山 41) ル也。
(谷 306) 糸おちは、水落にかしらにさしいでたるかど
(山 42) 一絲落ト云ハ、水落ニ、頭サシ出タル、カド
(谷 307) あまたある石をたてつれば、あまたにわかれて、
(山 42) アマル石ヲ立ツレバ、アマタニ分レテ、
(谷 308) いとをくりかけたるやうにておつるなり。
(山 42) 絲ヲクリカケタル様ニテ落ルナリ。
(谷 309) 重おちは、水落を二重にたて、風流なく瀧の
(山 43) 一重落ト云ハ、水落ヲ二重ニ立テ、風流ナク瀧ノ
(谷 310) たけにしたがひて、二重にも三重にもおとす
(山 43) タケニ從ヒテ、二重ニモ、三重ニモ落ス
(谷 311) なり。
(山 43) 也。
(谷 312) 或人云、瀧をバ、たよりをもとめても月にむかふ
(山 44) 一或人云、瀧ヲバ、タヨリヲモトメテ、月ニ向フ
(谷 313) べきなり。おつる水にかけをやどさしむべきゆ
(山 44) 可キナリ。落水ニ影ヲヤドサシムベキ故
(谷 314) へなり。
(山 44) ナリ。
(谷 315) 瀧を立るとは口傳あるべし。からの文にもみ
(山 45) 一瀧ヲ立ル事ハ、口傳有ル可シ、文ニモ見
(谷 316) えたる事、おほく侍るとか。
(山 45) エタル事多ク侍ナリ。
(谷 317) 不動明王ちかひてのたまはく、瀧ハ三尺になれば
(山 45) 不動明王チカヒテノ給ハク、瀧ハ三尺ニナレバ
(谷 318) 皆我身也。いかにいはいむや四尺五尺乃至一丈二丈
(山 45) 我身也。イカニ況ヤ其餘
(谷 319) をや。このゆへにかならず三尊のすがたにあらはる。
(山 45) ヲヤ。此故ニ、瀧ハ必ス三尊ノスガタニアラハル。
(谷 320) 左右の前石ハ二童子を表するか。
(山 45) 左右ノ前石ハ、二童子ヲ表ス。
(谷 321) 不動儀軌云
(山 45) 儀軌云、
(谷 322) 見我身者 發菩提心 聞我名者
(山 45) 見我身者 發菩提心 聞我名者
(谷 323) 斷惡修善 故名不動云々
(山 45) 斷惡修善 故名不動
(谷 324) 我身をみばとちかひたまふ事ハ、必青黒童
(山 45) 不動、種々ノ身ヲ現シ給フ中ニ、以瀧為其一一、
必青黒童
(谷 325) 子のすがたをみたまつるべしとにハあらず。
(山 45) 子ノ姿ヲ、見タテマツレトニハ非ズ。
(谷 326) 常瀧をみるべしとなり。不動種々の身をあ
(山 45) 常ニ瀧ヲ見ル人家、有利益歟。
(谷 327) らハしたまふなかに、以瀧本とするゆへなり。
(山 45) ---
(谷 328) 遣水事
(山 48) 一遣水事
(或 47ウ2) 遣水ノ事
(谷 329) 一先水のみなかみの方角をさだむべし。經云、東
(山 48) 先水ノミナカミノ方角ヲ可定。經云、東
(或 47ウ2) 先水ノ上ノ方角ヲ可定 經云東
(谷 330) より南へむかへて西へながすを順流とす。西より
(山 48) 東
(山 48) ヨリ南へ迎へテ、西へ流スヲ順流トス。西ヨリ東
(或 47ウ2) ヨリ南へ向へテ流スヲ順流トス 西ヨリ東
(谷 331) へながすを逆流とす。しかれば、東より西へながす
(山 48) ニ流スヲ逆流トス。然レバ、東ヨリ西へ流スハ、

- (或 47 ㊦2) ヘナカスヲ逆流トス 然ハ東ヨリ西ヘナカスハ
(谷 332) 常事也。又東方よりいだして舎屋のしたをと
(山 48) 常事也。又東方ヨリ出シテ、舎屋ノ下ヲ通
(或 47 ㊦2) 常事也 又東方ヨリ出シテ舎屋ノ下ヲト
(谷 333) おして未申方へ出す最吉也。青龍の水をもちて
(山 48) シテ、未申ノ方へ出ス、最吉也。以_レ青龍之水_一
(或 47 ㊦2) ヲシテ未申ノ方へ(或 47 ㊦1)出ス最吉也 以_レ青龍水_一
(谷 334) もろもろの悪氣を白虎のみちへあらひいだすゆへ
(山 48) モロモロノ悪氣ヲ、白虎ノ道へ洗出ス故
(或 47 ㊦1) モロモロノ悪氣ヲ白虎ノ道へ洗出ス故
(谷 335) なり。その家のあるじ疫氣悪瘡のやまひなく
(山 48) ナリ。其家主、疫氣悪瘡ノ病ナク
(或 47 ㊦1) 也 其家主無_レ疫氣悪瘡ノ病_一
(谷 336) して身心安樂壽命長遠なるべしといへり。
(山 48) シテ、身心安樂、壽命長遠ナル可シ、ト云ヘリ。
(或 47 ㊦1) 身心安樂壽命長遠ナルヘシト云ヘリ
(谷 337) 四神相應の地をえらぶ時、左より水ながれたるを
(山 49) 一四神相應ノ地ヲ擇フ時、左ヨリ水流ル_レヲ、
(谷 338) 青龍の地とす。かるがゆへに遣水をも殿舎もしハ
(山 49) 青龍ノ地トス。故ニ遣水ヲモ、殿舎、モシハ
(谷 339) 寝殿の東より出て、南へむかへて西へながすべき
也。
(山 49) 寝殿ノ東ヨリ出シテ、南へ向ケテ西へ流ス可キ也。
(谷 340) 北より出て、東へまわして南西へながすべき也。
(山 49) 北ヨリ出シテモ、東へマハシテ、南西へ流ス可キ也。
(或 47 ㊦2) 又北ヨリ出シテモ東へ廻リ南西ヘナカスヘキ也
(谷 341) 経云、遣水のたわめる内ヲ龍の腹とす、居住を
(山 49) 又経ニ云、遣水ノ撓メル内ヲ、龍ノ腹トス。居住ヲ
(谷 342) そのらにあつる吉也。背にあつる凶也。又北より
(山 49) 其腹ニアツル吉也。背ニアツル凶也。北ヨリ
(或 47 ㊦3) 又北ヨリ
(谷 343) いだして南へむかふる説あり。北方ハ水也。南方
ハ火也。
(山 49) 出シテ、南へ迎フル説アリ。
(或 47 ㊦3) 出シテ南へ向ル説アリ 北方ハ水也 南方ハ火也
(谷 344) これ陰をもちて、陽にむかふる和合の儀敷。かるが
(或 47 ㊦3) 此隠ヲモテ陽ニ向ル和合ノ儀也
(谷 345) ゆへに北より南へむかへてながす説、そのりなかる
(或 47 ㊦3) 故ニ北ヨリ南へ向ヘテ流ス説其理ナカル
(谷 346) べきにあらず。
(或 47 ㊦3) ヘキニアラス
(山 50) 私云、真北方ノ水ナリトモ、東へ廻シテ、西へ通
ス可キニヤ。直ニ北ヨリ南へ迎ヘヌレバ、水剋_レ火
ノ犯アリ。北ノ水ヲ東へ回セバ、水生_レ木ノ相生吉
也。東ヨリ西へ迎ルハ、東陽ノ流ヲ、西陰ニ受ケ
サスル、最吉也。旁々、メデタシ。北ヨリ直ニ南
へ通ラス可ラス。是等縦ヒ難治ナリトモ、少シ心
中ニ思ハエテ、可_レ有_レ沙汰_一ナリ。
(谷 347) 水東へながれたる事ハ、天王寺の龜井の水なり。
(山 51) 一東へ流シタル水ノ事 天王寺ノ龜井ノ水也。
(或 47 ㊦4) 一水東へ流タル事ハ天王寺ノ龜井ノ水也
(谷 348) 太子傳云、青龍常にまもるれい水、東へながる。
この
(山 51) 太子傳云、青龍常ニマモル冷水、東へ流ル。此
(或 47 ㊦4) 太子傳云(或 48 ㊦1)青龍常ニ靈水ヲマモル 東へ
流此
(谷 349) 説のごとくならば、逆流の水也といふとも、東方に
(山 51) 説ノ如クナラバ、東へ迎ヘタラバ、逆流ナリトモ
- (或 48 ㊦1) 説ノコトクナラハ逆水ノ水ナリトモ東方ニ
(谷 350) あらば吉なるべし。
(山 51) 最吉也。
(或 48 ㊦1) アラハ吉ナルヘシ
(谷 351) 弘法大師高野山ニいりて、勝地をもとめたまふ
(山 52) 一弘法大師、高野山ニ入テ勝地ヲ索メ給フ
(谷 352) 時、一人のおきなあり。大師問テのたまはく、此山
(山 52) 時、一人ノ翁ニ逢ヘリ。大師問テノ給ハク、此山
(谷 353) に別所建立しつべきところありや。おきなこたへ
(山 52) ニ別所建立シツ可キ所有リヤ。翁答
(谷 354) ていはく、我領のうちにこそ、晝ハ紫雲たなび
(山 52) 云、我領内コソ晝ハ紫雲タナビ
(谷 355) き、夜ハ靈光をはなつ五葉の松ありて、諸水
(山 52) キ、夜ハ靈光カガヤク松有リ。又諸水
(谷 356) 東へながれたる地の、殆國城をたてつべきハ侍れ
(山 52) 東へ流レタル地ノ、殆ト國城ヲモ建テツ可キ侍ベシ
(谷 357) といへり。但諸水の東へながれたる事ハ、佛法東
(山 52) ト云ヘリ。果シテ靈所トナス。但諸水東へ流レタ
ル事ハ、佛方東
(或 48 ㊦2) 但諸水ノ東へ流タル事ハ佛方東
(谷 358) 漸の相をあらはせるとか。もしそのぎならば、
(山 52) 漸ノ相ヲ現セルトカ。若其儀ナラバ、
(或 48 ㊦2) 海ノ相ヲ顯セルカヤ 若其儀ナラハ
(谷 359) 人の居所の吉例にハあたらざらむか。
(山 52) 人ノ居所ノ吉例ニハアラザランカ。
此両所ノ例、アナガチニ好ミ立可ラス。
(或 48 ㊦2) 人ノ居所ノ吉例ニハアラサラン歟 可有思慮事也
(谷 360) 或人云、山水をなして石をたつる事ハ、ふかき
(山 2) 一成_レ山水_一立_レ石事ハ可_レ有_レ深心_一、
(谷 361) こゝろあるべし。以_レ土為_レ帝王_一、以_レ水為_レ臣下_一
ゆへに、水ハ
(山 2) 以_レ土為_レ帝王_一、以_レ水為_レ臣下_一、故ニ水ハ
(谷 362) 土のゆるすときにハゆき、土のふさぐときにハ
(山 2) 土ノユルス所ニハ行キ、土ノ塞ク時ニハ
(谷 363) とゞまる。一云、山をもて帝王とし、水をもて臣下
(山 2) 止マルト云ヘリ。一云、以_レ水為_レ臣下_一、以_レ石
(谷 364) とし、石をもて補佐の臣とす。かるがゆへに、水ハ
(山 2) 為_レ補佐_一、以_レ山為_レ帝王_一、故ニ水ハ
(谷 365) 山をたよりとして、したがひゆくものなり。但
(山 2) 山ヲタヨリトシテ順行ク者也。但
(谷 366) 山よはき時ハ、かならず水にくづさる。是則
(山 2) 山弱キ時ハ、必ス水ニ崩サル。是則
(谷 367) 臣の帝王をおかさむことをあらハせるなり。
(山 2) 臣ノ帝ヲヨカサン事ヲ表スル也。
(谷 368) 山よはしといふハ、さゝへたる石のなき所也。帝
よハ
(山 2) 帝王弱ハ
(谷 369) しといふハ、補佐の臣なき時也。かるがゆへに、
山ハ
(山 2) シト云ハ、補佐ノ臣ノナキ時也。故ニ山ハ
(谷 370) 石によりて全く、帝ハ臣によりてたもつと云
(山 2) 石ニヨテ全く、帝ハ臣ニヨテ保ツト云
(谷 371) へり。このゆへに山水をなしてハ、必石をたつべき
(山 2) へリ。依_レ之山水ヲ成シテハ、必石ヲ立可クシテ久
シカラシメンガ為メ
(谷 372) とか。
(山 2) ナリ。
(谷 373) 一水路の高下をさだめて、水をながしくだすべ

(山 53) 一水路ノ高下ヲ定メテ、水ヲ流シ下ス可
(谷 374) き事ハ、一尺に三分、一丈に三寸、十丈に三尺を
下つ
(山 53) キ事ハ、一丈ニ二、三寸、十丈ニ四、五寸、下シツ
(谷 375) れバ、水のせゝらぎながるゝこと、とゞこほりなし。
(山 53) レバ、水ノセセラギ流ルゝ事、滞ナンシ。
(谷 376) 但す糸になりぬれば、うるハしきところも、上の
(山 53) 但末ニナリヌレバ、ウルハシキ所モ、上ノ
(谷 377) 水にをされてながれくだる也。當時ほりながし
(山 53) 水ニ押レテ流下ル也。當時堀流シ
(谷 378) て水路の高下をみむことありがたくハ、竹をわ
(山 53) テ、水路ノ高下ヲ見シ事有ガタクハ、竹ヲ割
(谷 379) りて地にのげまにふせて、水をながして高下
(山 53) リテ、地ニノケサマニ置キテ、水ヲ流シテ高下
(谷 380) をさだむべき也。かやうに沙汰せずして、無_レ左右_ニく
(山 53) ヲ定ム可シ。斯様ニ沙汰セズシテ、左右ナク
(谷 381) 屋をたつことは、子細をしらざるなり。水のミな
(山 53) 屋ヲ造事ハ、仔細ヲ不_レ知也。水
(谷 382) かみ、ことのほかにたかゝらむ所にいたりてハ、
沙汰に
(山 53) 上、コトノ外高カラン所ニ至リテハ、不_レ及_ニ沙汰_ニ、
(谷 383) をよばず。山水たよりをえたる地なるべし。
(山 53) 山水ニ便ヲ得タル地ナル可シ。
(谷 384) 遣水ハいづれのかたよりにながしいだしても、風流
(山 54) 一遣水ハ、何方ヨリ流シテモ、
(谷 385) なく、このつまかのつま、この山かの山のきはへも、
(山 54) 此ツマ彼ツマ、此山彼山キハ、
(谷 386) 要事にしたがひて、ほりよせほりよせおもしろく
(山 54) 要事ニ従ヒテ掘寄掘寄、面白ク
(谷 387) ながしやるべき也。
(山 54) 流シヤル可キ也。
(谷 388) 南庭へ出すやり水、おほくハ透渡殿のしたより
(山 54) 又南庭へ出す遣水、多ハ透渡殿ノ下ヨリ
(谷 389) 出テ西へむかへてながす、常事也。又北對よりい
れて
(山 54) 出シテ、西へ迎ヘテ流ス、常事也。又北對ヨリ入テ、
(谷 390) 二棟の屋のしたをへて透渡殿のしたより
(山 54) 二棟ノ屋ノ下ヲ経テ、透渡殿ノ下ヨリ
(谷 391) 出ス水、中門のまへより池へいるゝ常事也。
(山 54) 出ス水、中門ノ前ヨリ池へ入ル、常事也。
(谷 392) 遣水の石を立る事は、ひたおもてにしげくた
(山 55) 一遣水ノ石ヲ立事ハ、ヒタオモテニ、繁ク立
(谷 393) てくだす事あるべからず。或透廊のしたより
(山 55) 下ス事不_レ可_レ有。或ハ透廊ノ下ヨリ
(谷 394) 出る所、或山鼻をめぐる所、或池へいるゝ所、或
水の
(山 55) 出ル所、或ハ野筋ノ末ヲ廻ル所、或ハ池へ入所、
或ハ水ノ
(谷 395) おれかへる所也。この所々に石をひとつたてゝ、そ
(山 55) 折返ヘル所等也。此所ニ石ヲ一ツ立テ、其
(谷 396) の石のこはむほどを、多も少もたつべき也。
(山 55) 石ノコハン程ヲ、多クモ少クモ可_レ立ナリ。
(谷 397) 遣水ニ石をたてはじめむ事ハ、先水のおれか
(山 56) 一遣水ニ石ヲ立始シ事ハ、先ツ水ノ折返
(谷 398) へりたわみゆく所也。本よりこの所に石のあり
(山 56) リ、撓ミ行ク所也。本ヨリ此所ニ石ノ有
(谷 399) けるによりて、水のえくづさずしてたわみゆけバ、
(山 56) ケルニヨリテ、水ノ得崩サズシテ撓ミ行ケバ、

(谷 400) そのすぢかへゆくさきハ、水につよくあたることな
(山 56) 其筋カヘ行クサキハ、水ノ強ク當ル事ナ
(谷 401) れバ、その水につよくあたりなむとおぼゆる所に、
(山 56) レバ、其水ノ強ク當リナント覺ユル所ニ、
(谷 402) 亦石をたつる也。すゑさまみなこれにならずふ
(山 56) 又石ヲ立ル也。末ザマ之ニナズラフ
(谷 403) べし。自余の所々はたゞわすれざまに、よりくる所
(山 56) 可シ。自餘ノ所々ニハ、忘レザマニ、寄來ル所
(谷 404) 々をたつる也。とかく水のまがれる所に、石をお
ほく
(山 56) 々ヲ立ル也。トカク水ノ流ル所ニ石ヲ多ク
(谷 405) たてつれば、その所にて見るハあしからねども、遠
(山 56) 立ルハ、其所ニテ見ルハ悪カラネドモ、遠
(谷 406) くてミわたせば、ゆへなく石をとりおきたるやう
(山 56) クテ見渡セバ、故ナク石ヲ取置キタル様
(谷 407) にみゆる也。ちかくよりてみることはかたし。さし
(山 56) ニ見ユル也。近ク寄テ見事ハ難シ。
(谷 408) のきてみむに、あしからざるべき様に立べき也。
(山 56) サシノキテ見シニ、悪カラヌ様ニ立可キナリ。
(谷 409) 遣水の石をたつるにハ、底石、水切の石、つめ石、
横石、
(山 57) 一遣水ノ石ヲ立ニハ、底石、水切ノ石、ツメ石、横石、
(谷 410) 水こしの石、あるべし。これらはミナ根をふかく
(山 57) 水コシノ石有ル可シ。是等ハ、皆根ヲフカク
(谷 411) いるべきとぞ。
(山 57) 入レ可シトゾ。
(谷 412) 横石は事外ニすぢかへて中ふくらに、面を長く
(山 58) 一横石ハ、コトノ外ニ筋違テ、中フクラニ、面ヲ長ク
(谷 413) みせしめて、左右のわきより水を落たるが、おも
(山 58) 見セシメテ、左右ノ脇ヨリ、水ノ落タルガ面
(谷 414) しろき也。ひたおもてにおちたる事もあり。
(山 58) 白キ也。ヒタオモテニ受タル事モアリ。
(谷 415) 遣水谷川の様ハ、山ふたつがはざまより、きびしく
(山 59) 一遣水谷川ノ様ハ、山ニツガ狭間ヨリ、巖シク
(谷 416) ながれいでたるすがたなるべし。水をちの石は、右
(山 59) 流出タル姿ナル可シ。水落ノ石ハ、右
(谷 417) のそばへおとしつれば、又左のそばへそへておとす
(山 59) ノ側へ落レバ、又左ノ側へ、副ヘテ落ス
(谷 418) べき也。うちゝがへうちゝがへこゝかしこに、水
をしらく
(山 59) 可キナリ。ウチカヘウチカヘ、コゝカシコニ、水
ヲ白ク
(谷 419) みすべき也。すこしひろくなりぬるところにハ、
(山 59) 見ス可キ也。少シ廣クナリヌル所ニハ、
(谷 420) すこしたかき中石をゝきて、その左右に横石
(山 59) 少シ高キ中石ヲ置キテ、其左右ニ、横石
(谷 421) をあらしめて、中石の左右より水をながすべき也。
(山 59) ヲ有ラシメテ、中石ノ左右ヨリ水ヲ流ス可キ也。
(谷 422) その横石より水のはやくおつる所にむかへて、水
(山 59) 其横石ヨリ、水ノ早ク落ル所ニムカヘテ、水
(谷 423) をうけたる石をたてつれば、白みわたりておもし
(山 59) ヲ受タル石ヲ立レバ、白ミ渡リテ面白
(谷 424) ろし。
(山 59) キナリ。
(谷 425) 一説云、遣水ハそのミなもと、東北西よりいでたりと
(山 60) 一一説云、遣水ハ其源、東、北、西ヨリ出タリト
(谷 426) いふとも、對屋あらばその中をとおして、南庭へ
(山 60) 云トモ、對屋有ラバ、其中ヲ通シテ、南庭へ

(谷 427) ながしいだすべし。又二棟の屋のしたをとをし
(山 60) 流シ出ス可シ。(山 61)一又二棟ノ屋ノ下ヲ通シ
(谷 428) て、透渡殿のしたより出て池へいる、水、中門の
(山 61) テ、透渡殿ノ下ヨリ池へ入ル、水、中門ノ
(谷 429) 前をとおす、常事也。
(山 61) 前ヲ通ス、常事ナリ。
(谷 430) 又池ハなくて遣水バカリあらば、南庭に野筋ごと
(山 62) 又池ハ無クテ、遣水バカリ有ラバ、南庭ニ野筋ゴト
(谷 431) きをあらせて、それをたよりにて石ヲ立べし。
(山 62) キヲ有ラセテ、ソレヲ便ニ、石ヲ立可シ。
(谷 432) 又山も野筋もなく、平地に石をたつる、常事也。
(山 63) 一又山モ、野筋モ無クテ、平地ニ石ヲ立ル、常事也。
(谷 433) 但池なき所の遣水ハ、事外ニひろくながして、
(山 63) 但池無キ所ノ遣水ハ、コトノ外ニ廣ク流シテ、
(谷 434) 庭のおもてをよくよくうすくすくして、水のせゝら
(山 63) 庭ノ面ヲヨクヨク、ウスクナシテ、水ノセセラ
(谷 435) ぎ流ヲ堂上よりミすべき也。
(山 63) ギ流ル、ヲ、堂上ヨリ見ス可キ也。
(谷 436) 遣水のほとりの野筋にハ、おほきにはびこる前
(山 64) 一遣水ノ邊ノ野筋ニハ、大ニハビコル前
(谷 437) 栽をうふべからず。桔梗、女郎、われもかう、ぎ
(山 64) 栽ヲ植ウ可ラズ。桔梗、女郎花、ワレモカウ、ギ
バウシユ
(谷 438) 様のものをうふべし。
(山 64) 様ノモノヲ植ウ可シ。
(谷 439) 又遣水の瀬々にハ、横石の齒ありて、したいやなる
(山 65) 一遣水ノ瀬瀬ニハ、横石ノ齒アリテ、シタアヤナル
(谷 440) をゝきて、その前にむかへ石をゝけバ、そのかう
(山 65) べに
(山 65) ヲ、其前ニムカヘ石ヲ置ケバ、其カウベニ
(谷 441) かゝる水白みあかりて見べし。
(山 65) 懸ル水、白ミアガリテ見ユ可シ。
(谷 442) 又遣水のひろさは、地形の寛狭により、水の多
(山 66) 一遣水ノ廣サハ、地形ノ寛狭ニヨリ、水ノ多
(谷 443) 少によるべし。二尺三尺四尺五尺、これミなもちゐ
(山 66) 少ニヨル可シ。二尺、三尺、四、五、六、七尺、
此皆用キ
(谷 444) るところ也。家も廣大に水も巨多ならば、六七尺
(山 66) ル所也。家モ廣大ニ、水モ巨多ナラバ、六、七尺
(谷 445) にもながすべし。
(山 66) ニモ流ス可シ。
(山) 山水抄下

法印 慶算撰

(谷 446) 一 立石口傳
(山) 立石口傳、三十一箇條、并、前栽等事
(谷 447) 石をたてんにハ、先大小石をはこびよせて、立べき
(山 81) 一立石ニハ、先大小ヲ運ビ寄セテ、可立
(谷 448) 石をばかしらをかみにし、ふすべき石をば
(山 81) 石ヲバ頭ヲ上ニ伏セ、臥ス可キ石ヲバ
(谷 449) おもてをうへにして、庭のおもにとりならべて、
(山 81) 面ヲ上ニシテ、庭ノ面ニ取並ベテ、
(谷 450) かれこれがかどをみあはせみあはせ、えうじにした
(山 81) 彼此ガ、カドヲ見合セ見合セ、用ニ從
(谷 451) がひて、ひきよせひきよせたつべき也。
(山 81) ヒテ、引寄引寄可立也。
(谷 452) 石をたてんにハ、まづおも石のかどあるをひとつ
(山 81) 石ヲ立ニハ先オモ石ノカド有ルヲ、一ツ

(谷 453) 立おゝせて、次々のいしをバ、その石のこはんに
(山 81) 立ヲホセテ、次々ノ石ヲバ、其石ノコハンニ
(谷 454) したがひて立べき也。
(山 81) 隨テ可立也。
(谷 455) 石をたてんに、頭うるハしき石をば、前石にいた
(山 82) 一石ヲ立ルニ、頭ウルハシキ石ヲバ、前石ニ至
(谷 456) るまでうるハしくたつべし。かしらゆがめる石ヲバ
(山 82) ルマデ、ウルハシク可立。頭ユガメル石ヲバ、
(谷 457) うるハしきを面にみせしめて、おほすがたのかた
(山 82) ウルハシキ面ニ見セシメテ、大姿ノ傾
(谷 458) ぶかんことは、かへりミるべからず。
(山 82) カンコトヲハカリ見ベカラズ。
(谷 459) 又岸より水そこへたていれ、又水そこより岸
(山 83) 一岸ヨリ水ノ底ハ立テ入レ、又水ノ底ヨリ岸
(谷 460) へたてあぐるとこなめの石ハ、おほきにかめし
(山 83) へ立テ上ル、トコナメノ石ハ、大ニイカメシ
(谷 461) くつゝかまほしけれど、人のちからかなふま
(山 83) ク、續カマホシケレドモ、人ノ力叶フマ
(谷 462) じきことなれば、同色の石のかと思あひたらん
(山 83) ジキ事ナレバ、同色ノ石ノカド、思合ヒタラン
(谷 463) をえらびあつめて、大なるすがたに立なすべき
(山 83) ヲ擇ヒ集メテ、大ナル姿ニ立ナス可シ。
(谷 464) なり。
(山 83) 一
(谷 465) 石をたてんにハ、先左右の脇石前石を寄立
(山 84) 一石ヲ立ンニハ、先左右ノ脇石、前石ヲ寄立
(谷 466) むずるに、思あひぬべき石のかどあるをたて
(山 84) ンズルニ、思合ヒヌベキ石ノ、カドアルヲ立
(谷 467) をきて、具石をば、その石の乞にしたがひて
(山 84) 置キテ、奥石ヲバ、其石ノ天ニ從ヒテ
(谷 468) たつるなり。
(山 84) 立ル也。
(谷 469) 或人口傳云。
(山 85) 一或人口傳云、
(谷 470) そわかけの石は、屏風を立たるがごとし。
(山 85) ソバカケノ石ハ、屏風ヲ立タルガ如シ。
(谷 471) すぢかへやり、とをよせかけたるがごとし。きざハ
(山 85) スヂカヘ、遣戸ヲ寄カケタルガ如シ。キザハ
(谷 472) しをわたしかけたるがごとし。
(山 85) シヲ渡シカケタルガ如シ。
(谷 473) 山のふもとならびに野筋の石ハ、むら犬のふせ
(山 85) 山ノフモト、并野筋ノ石ハ、ムラ犬ノ伏セ
(谷 474) るがごとし。豕むらのハしりちれるがごとし。
(山 85) ルガ如シ。豕ムラムラ走り散レルガ如シ。
(谷 475) 小牛の母にたはぶれたるがごとし。
(山 85) 小牛ノ母ニ戯レタルガ如シ。
(谷 476) 丸石をたつる事ハ、にぐる石一両あれば、をふ
(山 86) 一丸石ヲ立ル事ハ、逃ル石一両有レバ、追フ
(谷 477) 石ハ七八あるべし。たとへば童部の、とてうとてう
(山 86) 石ハ七、ハアル可シ。タトヘバ童部ノ、トテウト
テウ
(谷 478) ひゝくめ、といふたはぶれをしたるがごとし。
(山 86) ヒヒクメト云フ、戯レヲ為タルガ如シ。
(谷 479) 石をたつるに、三尊仏の石ハたち、品文字の石ハ
(山 87) 一石ヲ立ルニ、三尊佛ノ石ハ起チ、品文字ノ石ハ
(谷 480) ふす、常事也。
(山 87) 臥ス、常事ナリ。
(谷 481) 又山うけの石ハ、山をきりたてん所にハ、おほく

(山 87) 又山受ノ石ハ、山ヲキリタテン所ニハ、多ク
(谷 482) たつべし。しばをふせんにはに、つゞかむと
(山 87) 起ツベシ。芝フセツツカン所
(谷 483) ころにハ、山と庭とのさかぬ、しばのふせハでの
(山 87) ニハ、山ト庭トノ境界、芝ノフセハテノ
(谷 484) きはにハ、わすれぎまにたかゝらぬいしを、
(山 87) キハニハ、忘レザマ高カラヌ石ヲ
(谷 485) すゑもしふせもすべき也。
(山 87) 据エモシ、臥セモスベキナリ。
(谷 486) 又立石ニきりかさね、かぶりがた、つくゑがた、桶
(山 88) 一立石ニ、キリカサネ、カブリガタ、ツクエ形、桶
(谷 487) すゑといふことあり。
(山 88) スエ、ト云事アリ。
(谷 488) 又石を立にハ、にぐる石あればおふいしあり、
(山 89) 一立石ニハ、逃ル石有レバ、追フ石有リ。
(谷 489) かたぶくいしあればさゝふるいしあり、ふまふ
(山 89) 傾ク石アレバ、支フル石アリ。フマフ
(谷 490) 石あればうくる石あり、あふげる石あればう
(山 89) ル石アレバ、ウツフケル石アリ。アフゲル石有レバ、
ウ
(谷 491) つぶける石あり、たてる石あればふせる石あり、
(山 89) ツフケル石有リ。起ル石アレバ、臥セル石アリ。
(谷 492) といへり。
(山 89) 水アレバ流ルト云事有リト云ヘリ。
(谷 493) 石をまつよくたつべし。つよしとふは、ねを
(山 90) 一石ヲバツヨク立ツ可シ。ツヨシト云ハ、根ヲ
(谷 494) ふかくいるべきか。但根ふかくいれたりといへども、
(山 90) 深ク可入カ。但深ク入レタリト云ヘドモ、
(谷 495) 前石をよせたてざれば、よはくみゆ。あさく
(山 90) 前石ヲ寄立テザレバ弱ク見ユ。アサク
(谷 496) いたれども、前石をよせつれば、つよく見ゆる
(山 90) 入タレドモ、前ノ石ヲ寄セツレバ、強ク見ユル
(谷 497) なり。これ口傳也。
(山 90) ナリ。是口傳ナリ。
(谷 498) 石をたてゝハ、石のもとをよくよくつきかため
(谷 499) て、ちりばかりのすきまもあらせず、つちをこむ
(谷 500) べきなり。石のくちばかりにこみたるハ、あめふれ
(谷 501) バすゝがれて、つひにうつをになるべし。ほそき
(谷 502) 木をもちて、そこよりあくまでつきこむ也。
(谷 503) 石をたつるにハ、おほくの禁忌あり。ひとつもこれ
(山 91) 一立石ニハ、禁忌有リ。一ツモ之
(谷 504) を犯つれば、あるじ常ニ病ありて、つひに命
(山 91) ヲ犯シツレバ、遂ニハ不吉也。處不_レ久ト云ヘリ。
(谷 505) をうしなひ、所の荒蕪して必鬼神のすみ
(山 91) 一一一
(谷 506) かとなるべしといへり。
(山 91) 一一一
(谷 507) 其禁忌といふハ、
(山 92) 其禁忌ト云ハ、
(谷 508) 一もと立たる石をふせ、もと臥る石をたてる也。
(山 93) 一モト立タル石ヲ臥セ、モト臥セタルヲ立ル也。
(谷 509) かくのごときしつれば、その石かならず靈石
(山 93) 如此シツレバ、石、靈石
(谷 510) となりて、たゞりをなすべし。
(山 93) トナリテ、崇ヲナス可シ。
(谷 511) 一ひらなる石のもとふせるを、そばだてゝ、高所より
(谷 512) も下所よりも、家にむかへつれば、遠近をきは
(谷 513) ず、たゞりをなすべし。

(谷 514) 一高さ四尺五尺になりぬる石を、丑寅方に立べからず。
(山 94) 一高サ、四尺五尺ニナリヌル石ヲ、丑寅方ニ不_レ可_レ立。
(谷 515) 或ハ靈石となり、或魔縁入來のたよりとなるゆへ
(山 94) 或ハ靈石トナリ、或ハ魔縁入來ルタヨリトナル可シ。
(谷 516) に、その所二人の住することひさしからず。
(山 94) 一一一
(谷 517) 但未申方に三尊仏のいしをたてむかへつれば、
(谷 518) たゞりをなさず。魔縁いりきたらざるべし。
(谷 519) 一家の縁より高き石を、家ちかくたつべからず。
(山 95) 一家ノ縁ヨリ高キ石ヲ、縁近く不_レ可_レ立。但縁ノ下ハ、
ハバカリ無シ。
(谷 520) これをゝかしたつれば、凶事たえずして、而家主
(山 95) 一一一
(谷 521) ひさしく住する事なし。但堂社ハそのハバ
(山 95) 堂社ハハバ
(谷 522) かりなし。
(山 95) カリナシ。
(谷 523) 一三尊仏の立石を、まさしく寢殿にむかふべか
(山 96) 一三尊佛ノ立石、マサシク寢殿ニ向フベカ
(谷 524) らず。すこしき餘方へむかふべし。これをゝかす
(山 96) ラズ。少シキ餘方ニ向フベシ。
(谷 525) 不吉也。
(山 96) 一一一
(谷 526) 一庭上に立る石、舎屋の柱のすぢにたつべからず。
(谷 527) これをゝかしたつれば、子孫不吉なり。悪事により
(谷 528) て財をうしなふべし。
(谷 529) 一家の縁のほとりに、大なる石を北まくらなら
(谷 530) びに西まくらにふせつれば、あるじ一季を
(谷 531) すごさず。九大なる石を縁ちかくふする事ハ、
(谷 532) おゝきにはゞかるべし。あるじとゞまり
(谷 533) ぢうする事なしといへり。
(谷 534) 一家の未申方のハしらのほとりに、石をたつ
(谷 535) べからず。これをゝかせば、家中二病事たえず
(谷 536) と□□□。
(谷 537) 一未申方に山をゝくべからず。たゞし道をとほ
(山 97) 一未申方ニ山ヲ有ラシム可ラズ。但山ヨリ路ヲ通
(谷 538) □バ、はゞかりあるべからず。山をいむ事ハ、白虎
(山 97) サバ憚ナシ。山ヲ忌ム事、白虎
(谷 539) の道をふさがざらんがためなり。ひとへに
(山 97) ノ方ニ、道ヲフサガザランガ為メ也。偏ニ
(谷 540) □□□てつきふたが事ハ、ハゞかり
(山 97) 路ナクシテ、ツキフサグ事ヲ憚ル
(谷 541) あるべし。
(山 97) 可キナリ。
(谷 542) 一山をつきて、そのたにを家にむかふべからず。
(山 98) 一山ヲツキテ、其谷ノ口ヲ家ニ向フベカラズ。
(谷 543) これをむかふる女子、不吉云々。又たにのくちを
(山 98) 之ヲ向フレバ、女子不吉也ト云。
(谷 544) □□□むかふべからず。すこしき餘方へむか
(山 98) 一一一
(谷 545) □□□。
(山 98) 一一一
(谷 546) 一臥石を戌亥方にむかふべからず。これをゝかし
(山 99) 一臥石ヲ戌亥方ニ向フベカラズ。之ヲ犯セ
(谷 547) つれば、財物倉にとゞまらず、奴畜あつまらず。
(山 99) バ、財物倉ニ留マラズ、奴畜集ラズ。
(谷 548) □戌亥□□路をとをさず。福德戸内なるが
(山 100) 一家ニ水ノ道ヲ通スベカラズ。福德戸内ナルガ

- (谷 549) ゆへに、流水ことにハッかるべしといへり。
(山 100) 故ナリ。
- (谷 550) □□したりのあたるところに、石をたつべ
(谷 551) からず。そのとバしりかゝれる人、悪瘡いづべし。
(谷 552) 檜皮のしたゝりの石にあたるその毒を
(谷 553) なすゆへ也。或人云、檜山杣人ハ、おほく足に□
(谷 554) □□ふ病ありとか。
- (谷 555) 一東方に餘石よりも大なる石の、白色なるをた
(山 101) 一東方ニ、餘ノ石ヨリモ大ナル石ノ白色ナルヲ
(谷 556) つべからず。其主ひとにをかさるべし。余方にも
(山 101) 不_レ可_レ立。
- (谷 557) □の方を尅せらむ色の石の、餘石よりも
(山 101) 其方ヲ尅スル色ノ石ノ、餘ノ石ヨリ
(谷 558) 大ならむをたつべからず。犯_レ之不吉也。
(山 101) 大ナルヲ立ツベカラズ。
(山 102) 私云、然ハ南方ニ黒色ノ石ノ大ナルヲモ立ベカ
ラザル歟。西方ニ赤石、北方ニ黄石モ相尅ナレ
ドモ、石ノヌメリ憚リアル可ラズ。但好ミ立ル
事有ル可ラザル歟。
- (谷 559) 一名所をまねばんにハ、その名をえたらん里、荒
(山 103) 一名所ノ面白キ山水有ランヲ學バンニハ、其名ヲ得
タラン里、荒
- (谷 560) 廢したらば、其所をまなぶべからず。荒たる所
(山 103) 廢シタラバ、學ブ可ラズ。荒タル所
- (谷 561) を家の前にうつしとゞめん事、ハッキリあるべき
(山 103) ヲ家ノ前ニウツシ留メテ、常ニ向ハン事、憚有ル可キ
(谷 562) ゆへなり。
(山 103) ナリ。
(谷) [一行空く]
- (谷 563) 弘高云、石□荒涼に立べからず。石ヲ立にハ、禁
忌事
(山 92) 一弘高云、石ハ荒涼ニ不_レ可_レ立。只海邊、山河、石
ヲ見タルバカリニテ、本説ヲモ見ズ、口傳ヲモ不_レ
得人、
- (谷 564) 等待也。其禁忌をひとつも犯つれば、あるじ必事
(山 92) 禁忌ヲ犯シツレバ不吉也。
- (谷 565) あり。其所ひさしからずと云ル事侍りと云々。
(山 92) 或ハ其所不_レ久シテ、荒廢ノ地トナルト云ヘリ。
- (谷 566) 山若河邊に本ある石も、其姿をえつれば、必
(谷 567) 石神となりて、成_レ崇事國々おほし。其所に
(谷 568) □□久からず。但山をへだて、河をへだてつれば、あ
(谷 569) ながちにとがたゝりなし。
- (谷 570) 一靈石は自_レ高峯丸バし下せども、落立所ニ
(山 104) 一石ヲ取時、靈石ヲ除ク事ハ、高峰ヨリマロバシ落
セドモ、落止ル所ニ、
- (谷 571) 不_レ違本座席也。如_レ此石をバ不_レ可_レ立、可_レ捨_レ之。
(山 104) モトノ座籍ヲタガヘザル也。此ノ如クアラン石ヲ
バ、取可ラズ。捨ツベキナリ。
- (谷 572) 又過_レ五尺石を、寅方ニたつべからず。自_レ鬼門
入来
(谷 573) 鬼也。
(谷 574) 一荒磯の様ハ面白けれども、所荒て不_レ久、不_レ可_レ學
也。
(山 105) 一荒磯ノ様ハ、面白ケレドモ、所荒レテ久シカラザ
ル故ニ、好ミ立ツベカラス。
- (谷 575) 一嶋をゝく事ハ、山嶋を置いて、海のはてを見
(谷 576) せざるやうにすべきなり。山のちぎれた
(谷 577) る隙より、わづかに海をみすべきなり。
- (谷 578) 一峯の上に又山をかさぬべからず。山を
(谷 579) かさぬれば、崇の字をなす。水ハ随_レ入物_レ成_レ形、
(谷 580) 随_レ形_レ成_レ善惡_レ也。然ば池形よくよく用意ある
(谷 581) べし。
(谷 582) 一山の樹のくらき所ニ、不_レ可_レ疊_レ瀧云々。此条は
(谷 583) あるべからず。瀧ハ木ぐらき所より落たる□
(谷 584) そ面白けれ。古所もさのみこそ侍めれ。
(谷 585) なかにも実の深山にハ、人不_レ可_レ居住。山家の
(谷 586) 邊などに聊瀧をたゝみて、其辺に樹を
(谷 587) せん、はゞかりなからむか。不_レ植_レ木の条、一向不_レ
(谷 588) 可_レ用_レ之。
(谷) [1 行空く]
- (谷 589) 一宋人云、山もしハ河岸の石のくづれをちて、
(山 106) 一宋人云、山、若シハ河キシノ石ノ、崩落テ
(谷 590) かたそわにも谷底にもあるは、もとよりく
(山 106) 片ツパニモ、谷底ニモ有ルハ、固ヨリ崩
(谷 591) づれおちて、もとのかしらも根になり、もと
(山 106) 落テ、モトノ頭モ根ニナリ、モト
(谷 592) の根もかしらになり、又そばだてるもあり、
(山 106) ノ根モ頭ニナリ、又峙テルモ有り、
(谷 593) のけふせるもあれども、さて年をへて色
(山 106) ノケフセルモ有レドモ、サテ年ヲ経テ、色
(谷 594) もかはりこけもおひぬるハ、人のしわざに
(山 106) モ變リ、苔モ生ヌレバ、人ノシハザニ
(谷 595) あらず。をのれがみつからしたる事なれば、
(山 106) アラズ、巳ガ自ラシタル事ナレバ、
(谷 596) その定に立も臥もせむも、またくはゞかり
(山 106) 其家ニ立テモシ、臥セモスル、マタク憚
(谷 597) あるべからず云々。
(山 106) 有ル可ラズト云ヘリ。
- (谷 598) 一池はかめ、もしハつるのすがたにほるべし。
(山 107) 一池ハ、龜、若シハ鶴ノ姿ニ堀ル可シ。
(谷 599) 水ハうつはものにしたがひて、そのかたち
(山 107) 水ハウツハモノニ随ヒテ、其形
(谷 600) をなすものなり。又祝言をかなにかき
(山 107) ヲナスモノナリ。
(谷 601) たるすがたぞなど、おもひよせてほるべ
(山 107) ー
(谷 602) きかなり。
(山 107) ー
- (谷 603) 一池ハあさかるべし。池ふかければ魚大なり。魚
(山 108) 一池ハ、イタク深カルベカラズ。四、五尺ニハ過ク
ベカラズ。池深ケレバ、魚大キクナル。魚
(谷 604) 大なれば悪虫となりて人を害□。
(山 108) 大ナレバ、悪魚トナリテ、人ヲ害スト云ヘリ。
- (谷 605) 一池に水鳥つねにあれば、家主安樂也云々。
(山 109) 一池ニ水鳥常ニ有レバ、家主安樂ナリ。
(谷 606) 一池尻の水門は未申方へ可_レ出也。青龍の水を
(山 110) 一池尻ノ水門ハ、未申方へ出スベキナリ。青龍ノ水ヲ、
(谷 607) 白虎の道へむかへて、悪□をいだすべきゆ
(山 110) 白虎ノ道ニ迎ヘテ、悪氣ヲススギ出ス可キユ
(谷 608) へなり。
(山 110) エ也。同白虎ト云ヒナガラ、北ヘヨリヌレバ、□
□□ハ福德戸タル間、未申ト云ル也。
(谷 608') 池をバ常さらさらふべきなり。
(山 111) 一池ヲバ常ニ浚フベシ。
- (谷 609) 一戌亥方に水門をひらくべからず。これ奇福
(谷 610) を保所なるゆへなり。

(谷 611) 一水をながすことは、東方より屋中をと
(山 112) 一水ヲ流ス事ハ、東方ヨリ家ノ内ヲ通
(谷 612) おして、南西へむかへて諸悪氣をすゝがし
(山 112) シテ、悪氣ヲススキ出シテ、
(谷 613) むるなり。是則青龍の水をもて諸悪を
(山 112) ー ー ー
(谷 614) 白虎の道へ令_レ洗出_レ也。人住_レ之ば、呪咀をはず、
(山 112) 白虎ノ路へ出ス可シ。之ニ住スレバ、呪咀負ハズ、
(谷 615) 悪瘡いせず、疫氣なし、といへり。
(山 112) 悪瘡出デス、疫氣起ルコトナシト云ヘリ。
(谷 616) 一石をたつるに、ふする石ニ立てる石のなき
(山 116) 一石ヲ立時、卧スル石ニ、起テル石ノ無キ
(谷 617) は、くるしみなし。立る石ニ左右のわき
(山 116) ハ苦ミナシ。立ル石ニ、左右ノ脇
(谷 618) 石、前石ニふせ石等ハ、かならずあるべし。立る
(山 116) 石、前石ノフセ石ナキハ悪カル可シ。起ル
(谷 619) 石をたゞ一本づゝ、かぶとのほしななどのごと
(山 116) 石ヲ只一本、兜ノ星ノ如
(谷 620) くたてをくことは、いといとおかし。
(山 116) ク立置事ハ、有ル可ラズ。
(谷 621) 一ふるきところに、をのづからたゝりをなす
(山 113) 一古キ所ニ、自ラ崇ヲナス
(谷 622) 石などあれば、その石を尅するいろの石
(山 113) 石ナド有レバ、其石ヲ尅スル色ノ石
(谷 623) をたてまじへつれば、たゝりをなす事な
(山 113) ヲ立交ヘツレバ、タタリヲナス事ナ
(谷 624) しいへり。又三尊仏の立石をバ、とをくたて
(山 113) シト云ヘリ。又三尊佛ノ石ヲ、遠ク立テ
(谷 625) むかふべしいへり。
(山 113) 向フ可キナリ。
(谷 626) 一屋のゝきちかく、三尺ニあまれる石を立る
(谷 627) 事、殊にはゞかるべし。三年がうちにある
(谷 628) じことあるべし。又石をさかさまに立る
(谷 629) こと、大ニはゞかるべし。東北院二蓮仲法
(山 114) 一東北院ノ石ハ、延圓阿闍梨〔一條攝政伊尹孫義懐
中納言子也〕立サシテウセタルヲ、蓮仲法師、本
ヨリ石ヲ立ル事ナシト雖モ、細工風流ヲ能トシタ
ル者ナリ、工巧ヲマチテ可_レ立由、
(谷 630) 師がたつるところの石、
(山 114) 召シオホセラレテ、立テタリケリ。後ニ伏見修理
大夫見テ、
(谷 630') 禁忌を□かせること
(山 114) 大ナル禁忌ヲ犯セリ、
(谷 631) ひとつ侍か。
(山 114) 遂ニ荒廢ノ地トナラント云ハレケリ。果シテ終ニ
荒廢シ畢ヌ。古人言、可_レ貴可_レ服。
(谷 632) 或人のいはく、人のたてたる石ハ、生得の山水ニ
(山 115) 一古人云、人ノ立タル石、生得ノ山水ニ
(谷 633) はまさるべからず。但おほくの國々をみ侍し
(山 115) ハマサルベカラズ。但多クノ國國ヲ見侍リシ
(谷 634) に、所ひとつにあはれおもしろきものかなと、
(山 115) ニ、所一ツニアハレ面白キ者カナト、
(谷 635) おぼゆる事あれど、やがてそのほとりに、さう
(山 115) 覺ユル事有トモ、ヤガテ其ホトリニ、正
(谷 636) たいもなき事そのかずあり。人のたつるにハ、
(山 115) 體無キ事、其數アリキ。人ノ立タルニハ、
(谷 637) かのおもしろき所々ばかりを、こゝかしこに
(山 115) 彼ノ面白キ所バカリヲ、コゝカシコ

(谷 638) まなびたてゝ、かたはらにそのことゝなき石、
(山 115) 學ビ立テ、側ニ其事トナキ石ヲ
(谷 639) とりおく事ハなきなり。
(山 115) 取置コトハ無キナリ。
(山 129) 右三卷、伏見修理大夫俊綱、殊ニ此道ヲ好テ、多
年見聞被_レ書_レ是タル日記ヲ、慶算見タリシカバ、
篇ヲ立テ、所_レ抄集_レ也。更不_レ可_レ及_レ他見_レ。其日
記云、
(谷 640) 石を立るあひだのこと、年来きゝをよぶ
(山 129) 石ヲ立ル間事、年来聞及
(谷 641) にしたがひて、善惡をろんぜず記置とこ
(山 129) ニ從ヒテ、善惡ヲ不_レ論記シ、
(谷 642) ろなり。延圓阿闍梨ハ石をたつること、相傳を
(山 129) 延圓阿闍梨、石ヲ立ル事、相傳ヲ
(谷 643) えたる人なり。予又その文書をつたへえ
(山 129) 得タル人也。予又其文書ヲ傳ヘ
(谷 644) たり。如_レ此あひいとなみて、大旨をこゝろえ
(山 129) タリ。如_レ此ニ道ヲ營ミ、大旨ヲ心得
(谷 645) たりといへども、風情つくることなくして、心
(山 129) タリト雖モ、風情盡ル事無クシテ、心
(谷 646) をよばざることおほし。但近来此事委し
(山 129) 及ハザル事多シ。但近年此事知
(谷 647) れる人なし。たゞ生得の山水などをみ
(山 129) レル人無シ。只生得ノ山水ナドヲ見
(谷 648) たるばかりにて、禁忌をもわきまへず、をし
(山 129) タルバカリニコソ。
(谷 649) てする事にこそ侍めれ。高陽院殿修造の時
(山 129) 高陽院殿修造ノ時、
(谷 650) も、石をたつる人みなうせて、たまたまさも
(山 129) 石ヲ立人皆ウセテ、適マサモ
(谷 651) やとて、めしつけられたりしものも、いと御
(山 129) ヤトテ、召シツケラレタリシ者、イト御
(谷 652) 心にかなはずとて、それをばさる事にて
(山 129) 心ニ不_レ叶シテ、
(谷 653) 宇治殿御みづから御沙汰ありき。其時には
(山 129) 宇治殿御ミヅカラ御沙汰有リキ。其時、
(谷 654) 常参て、石を立る事能々見きゝ侍りき。
(山 129) 石ヲ立ル事、予ヒトリー一向奉行シ侍ヘリキ。
(谷 655) そのあひだよき石もとめてまいらせたら
(山 129) 其間〔以下欠文〕
(谷 656) む人をぞ、こゝろざしある人とハしらむず
(谷 657) ると、おほせらるゝよきこえて、時人、公卿
(谷 658) 以下しかしながら邊山にむかひて、石をなん
(谷 659) もとめはべりける。
(谷) [2行空く]
(谷 660) 一 樹事
(山 117) 一樹ノ事
(谷 661) 人の居所の四方に木をうゑて、四神具足
(山 117) 人ノ居所ノ四方ニ木ヲ植エテ、四神具足
(谷 662) の地となすべき事
(山 117) ノ地ト可_レ成事、
(谷 663) 經云、家より東に流水あるを青龍とす。もし
(山 117) 經云、家ヨリ東ニ流水有ルヲ、青龍トス。若シ
(谷 664) その流水なければ、柳九本をうゑて青龍
(山 117) 流水無ケレバ、柳九本ヲ植エテ、之
(谷 665) の代とす。
(山 117) カ代トス。
(谷 666) 西に大道あるを白虎とす。若其大道なければ、

(山 117) 西ニ大道有ルヲ白虎トス。大道無レバ、
(谷 667) 楸七本をうゑて白虎の代とす。
(山 117) 楸七本ヲ植エテ、之カ代トス。
(谷 668) 南前に池あるを朱雀とす。若其池なけれバ、
(山 117) 南ニ前池有ルヲ、朱雀トス。池無ケレバ、
(谷 669) 桂九本をうゑて朱雀の代とす。
(山 117) 桂九本ヲ植エテ、之カ代トス。
(谷 670) 北後にをかあるを玄武とす。もしその岳な
(山 117) 北ニ岳有ルヲ、玄武トス。岳無
(谷 671) ければ、楡三本をうゑて玄武の代とす。かく
(山 117) レバ、楡三本ヲ植エテ、是カ代トス。如レ此
(谷 672) のごときして、四神相應の地となしてぬ
(山 117) シテ、四神相應ノ地トナシテ居ヌ
(谷 673) れバ、官位福祿そなはりて、無病長壽なり
(山 117) レバ、官位福祿ソナハリテ、無病長壽也
(谷 674) といへり。
(山 117) ト云ヘリ。
(谷 675) 九樹八人中天上の莊嚴也。かるがゆへニ、孤
(山 118) 九ノ樹ハ、人中天上ノ莊嚴也。故ニ孤
(谷 676) 獨長者が祇温精舎をつくりて、佛ニたて
(山 118) 獨長者ガ、祇温精舎ヲ造テ、佛ニ奉
(谷 677) まつらむとせし時も、樹のあたひにわづらひ
(山 118) ントセシ時、樹ノアタヒニワヅラヒ
(谷 678) き。しかるを祇陀太子の思やう、いかなる孤獨
(山 118) キ。然ルヲ祇陀太子ノ思フヤウ、イカナル孤獨
(谷 679) 長者が黄金をつくして、かの地にしきみてゝ、
(山 118) 長者ガ、黄金ヲ盡シテ、彼地ニ布満テゝ、
(谷 680) そのあひたとして精舎をつくりて、尺尊ニ
(山 118) 其價ヲシテ精舎ヲ造リテ、尺尊ニ
(谷 681) たてまつるぞや。我あながちに樹の直を
(山 118) 奉ルゾヤ。我アナガチニ直ヲ
(谷 682) とるべきにあらず。たゞこれを佛にたて
(山 118) 取ル可キニ非ズ。只是ヲ佛ニ奉
(谷 683) まつりてむとて、樹を尺尊にたてまつり
(山 118) ントテ、樹ヲ尺尊ニ奉リ
(谷 684) をはりぬ。かるがゆへに、この所を祇樹給孤
(山 118) キ。故ニ
(谷 685) 獨菌となづけたり。祇陀がうゑき孤獨
(山 118) 祇陀ガ植木、孤獨
(谷 686) がその、といへるこゝろなるべし。
(山 118) ガ園ト云ヘル事有り。
(谷 687) 秦始皇が書を焼き、儒をうづみしときも、
(山 119) 秦始皇ガ書ヲ焼、儒ヲウヅミシ時モ、
(谷 688) 種樹の書おぼのぞくべしと、勅下したり
(山 119) 種樹ノ書ヲバ除ク可シト、勅下シタリ
(谷 689) とか。
(山 119) トカ。
(谷 690) 佛のゝりをとき、神のあまくだりたまひ
(山 119) 佛ノ法ヲ説キ、神ノ天降給
(谷 691) ける時も、樹をたよりとしたまへり。人屋尤
(山 119) ケル時モ、樹ヲタヨリトシ給ヘリ。人屋、尤
(谷 692) このいとなみあるべきとか。
(山 119) 此イトナミ有ル可キ也。
(谷 693) 樹は青龍白虎朱雀玄武のほかハ、いづれ
(山 119) 樹ハ青龍、白虎、朱雀、玄武ノ外ハ、イヅレ
(谷 694) の木をいづれの方にうへむとも、こゝろにまか
(山 119) ノ木ヲ、何方ニ植ントモ、心ニマカ
(谷 695) すべし。但古人云、東ニハ花の木をうへ、西ニ

(山 119) ス可シ。但古人云、東ニ花木ヲ植エ、西ニ
(谷 696) はもみぢの木をうふべし。
(山 119) ハ、モミヂノ木ヲ植ウベシ。
(谷 697) 若いけあらば、嶋ニハ、松柳、釣殿のほとりニハ
(山 119) 若シ池アラバ、嶋ニハ松、柳、釣殿ノホトリニハ、
(谷 698) かへでやうの、夏こだちすゞしげならん
(山 119) カヘデナドヲ
(谷 699) 木をうふべし。
(山 119) 植ウ可シ。
(谷 700) 槐ハかどのほとりにうふべし。大臣の門に
(山 120) 一槐ハ、門邊ニ可_レ植也。大臣ノ門ニ
(谷 701) 槐をうゑて槐門となづくること、大臣ハ
(山 120) 之ヲ植エテ、槐門ト云フ。槐ハ懐ナリ。懐ノ字、
大臣ハ
(谷 702) 人を懐て、帝王につかうまつらしむべきつ
(山 120) 人ヲ懐ケテ、帝王ニツカフマツル可キツ
(谷 703) かさとか。
(山 120) カサトカ。
(谷 704) 門前に柳をうふること、由緒侍か。但門柳ハ
(山 121) 一門前ニ柳ヲ植ル事、由緒侍ルカ。但門柳ハ、
(谷 705) しかるべき人、若ハ時の權門にうふべきとか。
(山 121) シカルベキ人ノ門ニ可_レ植也。
(谷 706) これを制止することハなけれども、非人
(山 121) 之ヲ制止スル事ハ無レドモ、非人
(谷 707) の家に門柳うふる事ハ、みぐるしき事
(山 121) ノ家ニ門柳有ル事、見苦シキコト
(谷 708) とぞ承侍し。
(山 121) トゾ承侍リキ、
(谷 709) つねにむかふ方ニちかく、さかきをうふるこ
(山 122) 一榭ヲバ常ニ向フ方ニ、近ク植ル事
(谷 710) とは、はゞかりあるべきよし承こと侍りき。
(山 122) ハ、ハバカリ有ル可キヨシ、又承リキ。
(谷 711) 門の中心ニあたるところに木をうふる事、はゞ
(山 123) 一門ノ中心ニ當リテ、木ヲ植ル事ハ、憚
(谷 712) かるべし。閑の字になるべきゆへなり。
(山 123) 有り。閑ノ字ニナルベキ故ナリ。
(谷 713) 方圓なる地の中心に樹あれば、そのいゑのあ
(山 124) 一方圓ナル池、并小坪ナドノ中心ニ樹有ルハ、其家
ノ主、
(谷 714) るじ常にくるしむことあるべし。
(山 124) 常ニ困ム事有ルベシ。
(谷 715) 方圓の中木ハ、困の字なるゆへなり。
(山 124) 方圓ノ中ニ木ヲ置キテハ、困ノ字ニナル故ナリ。
(谷 716) 又方圓地の中心ニ屋をたてゝあれば、その家
(山 125) 一方圓地ノ中心ニ、屋ヲ建テ居レバ、其家
(谷 717) 主禁ぜらるべし。方圓中ニ人字あるハ、囚獄
(山 125) 主、禁ゼラルベシ。方圓中ニ家有ルハ、囚獄
(谷 718) の字なるゆへなり。如レ此事にいたるまでも、
(山 125) ノ字ナル故也。如レ此事ニ至ルマデ、
(谷 719) 用意あるべきなり。
(山 125) 用意有ル可キナリ。
(山 126) 私云、方圓ノ池ニ、中島トサ□□ニセン事モラ
セアルベカルラン。雖無木草、致_レ用意_ニ不_レ可_レ
好由、然ル歟。
(谷) 一一一
(山 127) 一前栽事
萩ハ、階隱ノ脇、妻寄ニ植ウベシ。又ハ中門ノ廊
ノ内ノ、妻戸ノアトヲシニ植ウベシ。南庭ノ面ヨリ、

築塙ノホトリニハ、薄、カルカヤ、萩、ラン、紫菀ヤウノ高キ草ノ、アララカナルヲ植エテ、其前ニ桔梗、女郎花、牡丹ヤウノ物ヲ植ウベシ。山池有ル所ナラバ、スベテ南面ニ、眺望ノ障フル程ノ草木ヲ植ウベカラズ。瞿麦ハ、坪、若クハ立藪ノ内ノ方ナドニ宜シカルベシ。

(山 128) 菊花ノ盛ニ、堀移シテ植ル事ハ、所ヲキラハズ、南庭モ、中門廊内外、コトニ好シ。花萎ミナン後ハ、晴ノ所ヲバ、皆堀除クベキナリ。

(谷) [1行空く]

(谷 720) 一 泉事

(山 67) 一 泉事

(谷 721) 人家ニ泉ハかならずあらまほしき事也。

(山 67) 人ノ家ニ泉ハ必アラマホシキ事也。

(谷 722) 暑をさること泉にハしかず。しかれば唐人必

(山 67) 暑ヲサル事、泉ニシカズ。然レバ、唐人必

(谷 723) つくり泉をして、或蓬萊をまなび、或け

(山 67) ツクリ泉ヲシテ、或ハ蓬萊ヲ学ビ、或ハケ

(谷 724) だものゝくちより水をいだす。天竺にも、須

(山 67) ダモノノ口ヨリ水ヲ出ス。天竺ニモ、須

(谷 725) 達長者祇洹精舎をつくりしかば、堅牢地

(山 67) 達長者、祇園精舎ヲ造シカバ、堅牢地

(谷 726) 神来て泉をほりき。すなはち甘泉是也。

(山 67) 神、来テ泉ヲ堀リキ。即甘泉此也。

(谷 727) 吾朝にも、聖武天皇東大寺をつくりたまひ

(山 67) 吾朝ニモ、聖武天皇、東大寺ヲ造給

(谷 728) しかば、小壬生明神泉をほれり。竊索院の

(山 67) シカバ、小壬生明神、泉ヲ堀レリ。竊索院ノ

(谷 729) 閻伽井是也。このほかの例、かずへつくす

(山 67) 閻伽井、是也。此外、例數ヘツクス

(谷 730) べきにあらず。

(山 67) ベカラズ。

(谷 731) 泉ハ冷水をえて、屋をつくり、おほいづゝを

(山 68) 一 泉ニ冷水ヲ得テ家ヲ造リ、大井筒ヲ

(谷 732) たて、簀子をしく、常事なり。冷水あれども

(山 68) 立テ、簀子ヲ布クコト、常事也。冷水有レドモ、

(谷 733) その所る泉にもちむむこと便宜あしくは、

(山 68) 其所ニ用キン事、便宜アシクハ、便ヲ得タラン所ニ

(谷 734) ほりながして泉へ入べし。あらはにまかせ

(山 68) 泉ヲ堀テ、マカセ入ベシ。但アラハニマカセ

(谷 735) いたらむ念なくハ、地底へ箱樋を泉の中へ

(山 68) 入タラン念ナクハ、地ノ底ヘ、箱樋ヲ泉ノ底ヘ

(谷 736) ふせとおして、そのうへに小づゝをたつべき

(山 68) 伏セ通シテ、其上ニ小筒ヲ立ベシ。

(谷 737) なり。若水のありどころ、泉より高き所ニ

(山 69) 一 若シ水ノ在所、泉ヨリ高キ所ニ

(谷 738) あらば、樋を水のいるくちをバ高て、すゑ

(山 69) 有ラバ、樋ヘ水ノ入口ヲバ高メテ、末

(谷 739) ざまをバ次第二さげて、そのうゑに中づゝを

(山 69) ザマヲバ次第第二下ゲテ、其上ニ中筒ヲ

(谷 740) すふべし。たゞしそのつゝのたけを、水のみ

(山 69) 据ウベシ。但シ其筒ノ丈ヲ、水ノミ

(谷 741) なかみの高さよりハ、今一寸さげつれば、その

(山 69) ナカミノ高サヨリ、今一寸下ゲツレバ、其

(谷 742) 水つゝよりあまりいづるなり。ふせ樋ハ、久あら

(山 69) 水、筒ヨリ餘リ出ル。伏樋ハ久シク有ラ

(谷 743) しめむとおもはゞ、石をふたをゝいにふす

(山 69) シメント思ハゞ、石ヲ立渡シテ、蓋ニモ石ヲシテ、

其上ニ土ヲ埋ム

(谷 744) べし。もしハよくよくやきたるかわらも

(山 69) ベシ。又ヨクヨク焼キタラン瓦、

(谷 745) あしからず。

(山 69) 悪シカラザランカ。

(谷 746) 作泉にして井の水をくみいれむニハ、井の

(山 70) 一作泉ニシテ、井ノ水ヲ汲入ニニハ、フネヲ井ノ

(谷 747) きはにおゝきなる船を臺の上に高く

(山 70) キハニ高ク

(谷 748) すゑて、そのしたよりさきのごとく箱

(山 70) 据エテ、其下ヨリ、前ノ如ク箱

(谷 749) 樋をふせて、ふねのしりより樋のうへハ、

(山 70) 樋ヲ伏セテ、船ノ下ヨリ樋ノ上ヘ、

(谷 750) たけのつゝをたてとをして、水をくみ

(山 70) 竹筒ヲ立通シテ水ヲ汲

(谷 751) いるれば、をされて泉のつゝより水あま

(山 70) 入レバ、押サレテ泉ノ筒ヨリ、水アマ

(谷 752) りいでゝ、すゞしくみゆるなり。

(山 70) リ出テゝ、涼ク見ユルナリ。

(谷 753) 泉の水を四方へもらさず、底へもらさぬしだ

(山 71) 一 泉ノ水ヲ底ヘ漏サヌ次第ハ、

(谷 754) い。先水せきのつゝのいたのとめを、すかさず

(山 71) 先水セキノ筒ノ板ノトメラ、スカサズ

(谷 755) つくりおゝせて、地のそこへ一尺ばかりほり

(山 71) 造ヲホセテ、地ノ底ヘ一尺バカリ堀

(谷 756) しづむべし。そのしづむる所は、板をはぎ

(山 71) 沈ムベシ。其沈ル所ハ、板ヲハキ

(谷 757) たるもくるしみなし。底の土をほりすて

(山 71) タルモ苦ミナシ。底ノ土ヲ堀捨テ

(谷 758) て、よきはにつちの、水いれてたわやかに

(山 71) ゝ、ヨキハニ土ノ、水入レテタワヤカニ

(谷 759) うちなしたるを、厚さ七八寸ばかりいれぬ

(山 71) 打ナシタルヲ、厚サ七、八寸計入固

(谷 760) りて、そのうへにおもてひらなる石を、すきま

(山 71) メテ、其上ニ面ヒラナル石ヲ、透間

(谷 761) なくをしいれをしいれならべすゑて、ほしかた

(山 71) 無ク押入押入、ナラベ据エテ、干固

(谷 762) めて、そのうへに又ひらなる石の、こかはら

(山 71) メテ、其上ニ、又ヒラナル石ノ、小カワラ

(谷 763) けのほどなるをそこへもいれず、たゞなら

(山 71) ケ程ナルヲ、底ヘ透間ナク据エ置キテ、

(谷 764) べをきて、そのうへに黒白のけうらなる小

(山 71) 其上ニ、黒白ノ清ラナル小

(谷 765) 石をバしくなり。

(山 71) 石ヲバ布クナリ。

(谷 766) 一説、作泉をば底へほりいれずして、地のう

(山 72) 一一説、作泉ヲバ、底ヘ堀入ズシテ、地ノ上

(谷 767) へにつゝを建立して、水をすこしものこさ

(山 72) ニ筒ヲ建立シテ、水ヲ少シモ殘サ

(谷 768) ず、尻へ出すべきやうにこしらふべきなり。

(山 72) ズ、尻ヘ出ス可キヤウニコシラフ可キ也。

(谷 769) くみ水ハ一ニ夜すぐれば、くさりてくさく

(山 72) 汲水ハ、一、二夜過グレバクサリテ、臭クナル

(谷 770) なり、虫のいでくるゆへに、常ニ水をかへおと

(山 72) 也。蟲ノ出来ル故ニ、常ニ水ヲ換落

(谷 771) して、底の石をもつゝをも、よくよくあらひて、

(山 72) シテ、底ノ石ヲモ、筒ヲモヨクヨク洗テ、

(谷 772) えうある時、水をばいるゝなり。地上ニ高く

(山 72) 用アル時ニ水ヲバ入ル也。地ノ上ニ、高ク
(谷 773) つゝをたつるにも、板をばそこへほりいるべ
(山 72) 筒ヲ立ルニモ、板ヲバ底へ堀入ベ
(谷 774) きなり。はにをぬる次第、さきのごとし。板の
(山 72) キ也。ハニヲ塗ル如、前、板ノ
(谷 775) 外のめぐりをもほりて、はにをばいるべきなり。
(山 72) 外ノメグリヲモ堀リテ、ハニヲバ入ベキナリ。
(谷 776) 簀子をしく事ハ、つゝの板より鼻すこ
(山 73) 一簀子ヲ布ク事ハ、筒ノ板ヨリ、鼻少
(谷 777) しさいづるほどにしく説アリ。泉をひ
(山 73) シサシ出ル程ニ布ク説アリ。泉廣
(谷 778) ろくして、立板より二三尺水のおもへさし
(山 73) クシテ、立板ヨリニ、三尺水ノ面へサシ
(谷 779) いで、釣殿のすのこのごとくしく説もあり。
(山 73) 出テ、釣殿ノ簀子ノ如ク布ク説モ有リ。
(谷 780) これハ泉へおるゝ時、したのこぐらくみえ
(山 73) 此ハ泉へ降ル時、下ノ小閘シ
(谷 781) て、ものおそろしきけのしたるなり。但
(山 73) テ、恐ロシキケノシタル也。但
(谷 782) 便宜にしたがひ、人のこのみによるべし。
(山 73) 便宜ニ從ヒ、人ノ好ニヨルベシ。
(谷 783) 當時居所より高さ地二ほり井あれば、その井
(山 74) 一當時、居所ヨリ高キ地ニ堀井有レバ、其井
(谷 784) のふかさほりとをして、そこの水ぎはよ
(山 74) ノ深サ堀通シテ、底ノキハヨ
(谷 785) り樋をふせ出しつれば、樋よりながれい
(山 74) リ、樋ヲ伏セ出シツレバ、樋ヨリ流出
(谷 786) づる水たゆる事なし。
(山 74) ル水斷ル事ナシ。
(谷) [1行空く]
(谷 787) 一 雑部
(山 75) 一 造作ノ事
此段ニハ、私ニ愚案ノ及フ所ヲ記置ケル也。更
ニ世ノ用キル可ニアラズ。
家ヲ面白キ體ニ造ラント思ハバ、透タル所多シテ、
地庇可有也。ツチ庇ハアマタノ徳有リ。冬ハ暖ニ
シテ、夏ハ涼シ。又雨儀ノ時、コトニヨシ。大床
ニ居タル人、風吹トイヘドモ、濡ル、事ナシ。下
ニ居タル人、又ワヅラヒナシ。
(谷 788) 唐人が家にかならず樓閣あり。高樓はさる
(山 76) 唐人ノ家ニ、必樓有リ。月ニ登ル高樓ハサル
(谷 789) ことにて、うちまかせてハ、軒みじかき
(山 76) コトニテ、ウチマカセテハ、簷短キ
(谷 790) を樓となづけ、簷長を閣となづく。樓八月
(山 76) ヲ樓ト名ヅケ、ノキ長キヲ閣ト名ヅク。樓八月
(谷 791) をみむがため、閣ハすゞしからしめむが
(山 76) ヲ見シガ為メ、又閣ハ涼シカラシム
(谷 792) ためなり。簷長屋ハ夏すゞしく、冬あた
(山 76) 為メト云也。
(谷 793) たかなるゆへなり。
(山 76) 抑モ、昔ノ造作ハ、数百歳ヲ経タリト云ヘドモ、
更ニユガミ損スル事ナシ。橋寺ハ、推古天皇ノ御
所也。既ニ六百餘歳ヲ経タリト云ヘドモ、朽損ゼ
ザルノミニアラズ、一分モユガメル事ナシ。其外、
如、是處多シ。何ナル風流ニヨテ、然ルゾヤ。
(山 77) 昔ハ、柚イマダ取盡サズシテ、年ヲ経タル木ヲ材
木ニ取レルユエカ。其上、作リヤウノカハレルカ、
工匠ノカシコキカ、中昔、國モ衰ヘズ、上ノ御下

知モ丁寧ナリシ。白河、鳥羽ノ御願寺ドモ、目前
ニ多ク壞レ損セリ。何況、此後ノ造作ヲヤ。但今
ノ世ト云トモ、此事ニ至リテハ、ヨク沙汰有ラバ、
昔ニ劣ラザランカ。其次第ヲ按スルニ、先造作有
ラバ、ヨキ行事ヲ付テ、アトノ地ヲヒキテ、簷
ノ雨受ノ、トハノ程ヲ定メテ、四方ニ繩ヲ引テ、
其内四、五尺、五、六尺モ、井ノ如ク堀テ、底ヨ
リ石交ゼノ土ヲ入テ、築牆ツクゴトク透タモタヌ
程ニ、モトノ地ヨリハ高ク、ヨクヨクツキ固メテ、
其上ニ、柱ノ石ズエニハウミスキテ、大ナル石ヲ
モヤ、ヒサシクワカス据エシム可キ也。一本ト云
トモオロカナルベカラズ。百本ヨキ石ヲスエタ
リト云トモ、其内ニ一兩モオロカニシテ下リナ
バ、ソレヲツイデニシテ、上ノ組物クヒチガハン
ズレバ、百本皆寄リテ、セン有ルマジ。但石ノ大小、
沙汰有ル可シ。ツヨキヤウヤクニ、一ヲ力車シテ
積ム程ノ石、猶チイサカルベシ。然ヲ、近來ハ車
一兩ニ、二、三十果ヲ積ム程ノ石ヲノミ用キタレバ、
柱ノサガル、極タル道理也。イカニモ、大造作ハ、
力車ニ積ム程ノ石ヲスエベキナリ。

(山 78) 次ニアシ固メニハ、柱ニ相叶ヒタラン大物ヲ、ナ
ゲシノ如ク、左右ヨリ合セテ、大ナルイキヲモテ、
セメウチテ、下桁モ前ノ次第ヲモテ、柱毎ニ左右
ヨリ合セテ、十文字ニウツ可キ也。

(山 79) 次ニ厚キ板ヲ布キテ、ヨキ釘ヲウチテ、下ナゲシ
ヲウチツレバ、ハタラク事無シ。而テ後、上ノ瓦
ヲモ、ヨクヨク、クリ合セテ、固ムベシ。如此
シテカタメタル家、何百歳ヲ経ト云トモ、ユガミ
損ズル事有ルベカラズ。又彼橋寺以下ノ、古キ
所ヲ見ニ、皆如此、上ヘキニヲキテハ、瓦ノ下
ニ、朽マジキ板ヲトノヘテ、下、檜ハダ厚ク葺
キテ、キナカ瓦ノミ、ラチノゴトク、ヤニハシル
程ニオキタランヲ、葺カレナバ、雖、経、歳、不、可、
損。大ナル堂ノ大破ニ及ヌルハ、修理モ叶ハズ。
此次第ヲモテ、小サキ堂ヲモ作りタラバ、天王寺
ナドノ如ク、久シク可有。井ヲ堀ル事、辰ノ方吉
ナリトイヘドモ、晴方ナル故ニ、北方ニ堀ルベシ。
大内裏ノキサイ町ノ井、子方ニ堀ラレ畢リニタリ。
且ハ、子ハ水ノ方也。水ノ方ニ井ヲホラン事、其
謂レ有ランカ。

(山 80) 一井ニ作り副フノ家、棟ヲ子、午ニ向フ可ラズ云云。
此事サセル本説ヲ見ズ。但柱四本アル子、午ノ座
ナカニ、井筒ノ桁組シタルホドナド、不吉ノ事ニ
似タル故カ、ママ不吉例モ侍トカヤ。

(谷) 正應第二夏林鐘廿七朝徒然之餘披見
訖

愚老(花押)

後京極殿 御書
重宝也可秘々々

(花押)